ショッピングストア利用約款

ショッピングストア利用約款（以下「本利用約款」といいます）は、ヤフー株式会社（以下「当社」といいます）が提供する本サービス（第 1 編基本約款第 1 条（用語の定義）第 2 号に定義します）のご利用に適用されます。本サービスのご利用を希望される方は、本利用約款にご同意いただいた上、お申し込みいただく必要があります。お申し込みいただいた場合、当社は、申込者が本利用約款に同意されたものとみなします。なお、本利用約款第 1 編および第 2 編のほか、当社が本利用約款に基づき定めるストア運用ガイドライン、特別ルールおよび個別に提示する利用条件（以下「ガイドライン等」といいます）についても、本利用約款の一部を構成し、ガイドライン等に違反した場合も、本利用約款に違反したものとみなします。

第 1 編　基本約款

第1章　本サービスの利用

第1条　（用語の定義）

本利用約款に使用する語句および用語の定義は、以下のとおりとします。

(1) 「Yahoo!ショッピング」とは、当社が「ヤフー」「Yahoo!」などの当社のサービスマーク（以下「当社のサービスマーク」といいます）の下に提供する、出店者が設定する価格で商品の売買または役務の提供ができるサービスをいいます。

(2) 「本サービス」とは、Yahoo!ショッピングに関連して、当社が出店者に提供する第 4 条（本サービスの提供）第 1 項に定めるサービスの全部または一部をいいます。

(3) 「オプションサービス」とは、本サービスに関連して、当社が出店者に提供するサービスをいいます。

(4) 「出店者」とは、第 2 条（契約の成立および開店審査）の定めに従い本サービスの利用を申し込み、当社との間で本サービスの利用に関する契約（以下「本契約」といいます）が成立した者をいいます。

(5) 「商品等」とは、出店者が本サービスを利用して販売する商品または役務をいいます。

(6) 「出店者ページ」とは、出店者が本サービスを利用して出店者の商品等の情報を掲載することができる、出店者において全部または一部が編集可能な Yahoo!ショッピング内のウェブページ（お買い物まとめ情報が掲載されるページを含みます）をいいます。

(7) 「売買契約等」とは、出店者とお客様との間で締結する、商品等の売買契約または役務提供契約のことをいいます。

(8) 「出品」とは、本サービスを利用して出店者ページに商品等の情報を掲載することをいいます。

(9) 「お客様」とは、閲覧する端末機器の種類を問わず、当社の提供する Yahoo!ショッピングのウェブページを閲覧する者をいいます。

(10) 「注文」とは、お客様が、Yahoo!ショッピング上で、商品等の購入の申し込みを行うことをいいます。

cf ショッピング-20-5

436936-2　　YJ15-0014243

(11)「注文額」とは、注文された商品等の販売価格をいい、送料ならびに販売価格に賦課される消費税および地方消費税を含まないものをいいます。

(12)「注文総額」とは、注文額、送料ならびに注文額に賦課される消費税および地方消費税を含む金額をいいます。

(13)「出店者情報」とは、商品等に関する情報、商品等の販売条件、出店者の名称、通信販売業務責任者の氏名など、出店者が出店者ページに掲載するすべての情報（出店者ページに掲載する著作物を含みます）をいいます。

(14)「注文情報」とは、本サービスを経由して商品等を注文したお客様の氏名、住所、メールアドレス、クレジットカード情報を含む支払情報、注文した商品等の名称、数量、商品等発送先住所、受取人氏名など、注文に関するすべての情報をいいます。

(15)「商品等販売情報」とは、出店者情報、注文情報ならびにお客様の商品等に関するクリックデータおよびアクセスログをいいます。

(16)「出店者ページアプリ」とは、当社が Yahoo!ショッピングの提供のためにお客様に配布する、当社の指定する携帯端末に各出店者の出店者ページを模した表示ができるアプリケーションをいいます。

(17)「個人情報」とは、個人情報の保護に関する法律に定める個人情報ならびに Yahoo! JAPAN ID、メールアドレス、通信ログおよびクッキー情報等をいいます。

(18)「アフィリエイトプログラム」とは、広告主が指定する広告を、第三者が運営するウェブサイト（ブログ、メール等を含み、携帯端末を通じて提示されるものも含みます）内に掲載し、その広告効果に基づいて広告主が第三者に報酬を支払う仕組みをいいます。

(19)「アフィリエイトプログラム運営会社」とは、当社と提携するアフィリエイトプログラムを提供する事業者をいいます。

(20)「アフィリエイトパートナー」とは、アフィリエイトプログラムを利用して広告主の広告を掲載する者をいい、当社が第三者と共同してウェブサイトを運営している場合の当社を含みます。

(21)「アフィリエイトパートナー報酬原資」とは、アフィリエイトパートナーに支払われる報酬をいいます。

(22)「アフィリエイト手数料」とは、アフィリエイトプログラム運営会社に支払われる手数料をいいます。

(23)「ポイント」とは、当社の指定するポイントプログラムにより付与されるポイントのことをいいます。

(24)「お買い物まとめ情報」とは、出店者が、当社の設定するカテゴリーに応じてまとめたい情報のテーマを作成し、そのテーマに合致する Yahoo!ショッピングに掲載されている商品等に関する情報（Yahoo!ショッピング外のウェブサイトから複製して掲載する情報および当該情報が掲載されている Yahoo!ショッピング外のウェブサイトへのリンクを含みます）をまとめた情報をいいます。

(25)「モールクーポン」とは、当社がお客様に対して発行する、お客様が注文総額の全部または一部の支払に利用することができるクーポンをいいます。

第2条　（契約の成立および開店審査）

1. **本サービスの利用を希望する者は、本利用約款に同意の上、当社所定の資料を提出して、本サービスの利用を申し込むものとし、当社は、当社所定の審査を行うものとします。**
2. **出店者は、前項の申し込み時に当社に提出する資料または当社に届け出る事項が正確かつ最新の内容であることを確約するものとします。**
3. **当社所定の審査の結果、当社が第 1 項の申し込みを承諾したときに、当社と本サービスの利用を希望する者との間で、本契約が成立します。ただし、出店者は、本条に定める開店の審査を経なければ、出店者ページを Yahoo!ショッピングに掲載することはできません。**
4. **当社は、本契約成立後速やかに出店者を識別するためのアカウントならびに本サービスの利用に必要な ID およびパスワード（以下 ID とパスワードをあわせて「アクセス権限情報」といいます）を発行し、出店者は、これらをすべて受領したときから本サービスを利用することができるものとします。**
5. **当社は、1 契約あたり 1 つのアカウントを発行し、出店者は、1 つのアカウントに対して 1 つの出店者ページを持つことができるものとします。出店者が 2 つ以上のアカウント発行を希望する場合、別途第 1 項の申し込みを行うものとします。**
6. **出店者は、本契約成立後、出店者ページを作成した上で、Yahoo!ショッピングに出店者ページを掲載して公開すること（以下「開店」といいます）について、当社所定の審査を申請しなければなりません。**
7. **当社は、前項に基づく当社所定の審査の結果、開店を認める場合、出店者に対して審査の結果を通知するとともに、開店を可能とする設定を行い、または、当社自ら開店処理を行うものとします。**
8. **当社が第 6 項に基づく当社所定の審査の結果、開店を認めない場合、出店者に対して開店は認められない旨を通知します。出店者は、当社による審査の結果について異議なく承諾するものとします。**
9. **当社は、出店者が本契約成立後一定の期間内に開店の審査を申請しない場合または出店者の開店を認めない場合、出店者に対する通知をもって本契約を終了することができるものとします。**
10. **前項により本契約が終了した場合でも、出店者は、出店者ページの作成費用その他本契約の締結ならびに開店の準備および審査の申請に要した一切の費用は自ら負担するものとし、当社に対して何らの補償または費用の負担を求めないものとします。**

第 2 条の 2（出品審査に関する特約）

1. **出店者が第 4 条第 2 項に基づき本サービスおよび第 12 条に定めるオプションサービスならびに本サービスの機能の一部が利用できないシステムを利用して本サービスを利用する場合、前条にかかわらず、当社が本契約成立と同時に開店処理を行い、出店者は、前条に基づく開店の審査に代えて、本条に基づく出品に関する審査を申請しなければなりません。**
2. **出店者は、出店者ページに出品する場合、初回の出品の際に、当社所定の出品の審査**

を申請しなければなりません。

3. 当社は、前項に基づく当社所定の審査の結果、出品を認める場合、出店者に対して審査の結果を通知するとともに、出品を可能とする設定を行います。
4. 当社が第 2 項に基づく当社所定の審査の結果、出品を認めない場合、出店者に対して出品は認められない旨を通知します。出店者は、当社による審査の結果について異議なく承諾するものとします。
5. 当社は、出店者が本契約成立後一定の期間内に出品の審査を申請しない場合または出店者の出品を認めない場合、出店者に対する通知をもって本契約を終了することができるものとします。
6. 前項により本契約が終了した場合でも、出店者は、出店者ページの作成費用その他本契約の締結ならびに出品の準備および審査の申請に要した一切の費用は自ら負担するものとし、当社に対して何らの補償または費用の負担を求めないものとします。

第3条　（アクセス権限情報の管理）

1. 出店者は、アクセス権限情報を第 43 条（秘密保持義務）第 1 項に定める秘密情報として管理し、第 38 条（委託）で当社に通知した以外の第三者にその内容を開示、または利用させてはなりません。
2. 出店者は、アクセス権限情報を用いて行われたすべての行為を当社が当該アクセス権限情報の発行を受けた出店者によるものとみなすことをあらかじめ承諾するものとします。
3. 出店者は、理由のいかんを問わず、アクセス権限情報のセキュリティーが確保できていないおそれがあると判断した場合、直ちに当社に通知しなければなりません。
4. 当社は、アクセス権限情報のセキュリティーが確保できていないおそれがあると判断した場合、当該アクセス権限情報を削除・変更するなど必要な措置をとることができるものとします。当該措置によって出店者が本サービスを利用できない期間があった場合でも、当社は出店者に対し一切の責任を負わないものとします。

第4条　（本サービスの提供）

1. 当社は、出店者に対して、以下に定めるサービスを提供します。
   (1) 以下の機能を有するコンピュータプログラムまたは API の全部または一部を提供するサービス
      (ア) 出店者ページ作成機能
      (イ) 出店者ページを Yahoo!ショッピングに掲載する機能
      (ウ) 商品等情報管理機能
      (エ) 商品等の決済方法設定機能
      (オ) 商品等の注文管理機能
      (カ) 製品に関するデータベース閲覧機能
      (キ) 出店者ページアプリ編集機能
         i. 販促情報掲載機能
         ii. 出店者ページアプリの表示のデザイン変更機能
         iii. お客様への販促情報通知機能

(ク) お客様に対してニュースレターを配信できる機能
(ケ) 出店者がお買い物まとめ情報を掲載する機能
(コ) その他上記機能に関連して当社が任意に追加する機能

(2) 出店者が売買契約等に基づきお客様に対して請求する注文総額を決済するサービス（以下「ストア決済サービス」といいます）
(3) アフィリエイトプログラムを利用して商品等のプロモーションが行えるサービス
(4) お客様へのポイント付与およびお客様によるポイント利用ができるサービス

2. 当社は、当社の判断により、出店者が利用する本サービスを提供するための当社のシステムの種類を指定します。出店者は、当該システムの種類に応じて、本サービスおよび第 12 条に定めるオプションサービスならびに本サービスの機能の一部が利用できない場合があることをあらかじめ承諾するものとします。
3. 出店者は、アクセス権限情報を利用して本サービスを提供するための当社のシステムにアクセスするものとし、それ以外の方法でアクセスしてはなりません。
4. 出店者は、本サービスを利用する場合、その利用に必要な範囲で、当社所定の方法で、当社のシステムを利用するものとします。出店者は、本サービスの利用に必要な機器、ソフトウエア等の利用環境を自らの費用と責任において準備し、本サービスを利用するものとします。出店者の本サービスの利用に際して当社が出店者に提供するサポートの範囲は、別途ガイドライン等に定めるとおりとします。
5. 当社は、出店者ページに、お客様が商品等の注文を検討する際の参考になると当社が判断した情報または機能（出店者の商品等と同一の他の出店者の商品等に関する口コミ情報掲載機能や、当社または第三者の商品や役務の案内など）を付加することができるものとし、出店者は、当該付加された情報または機能について当社が何ら責任を負わず、個別の削除要請に応じないことをあらかじめ承諾するものとします。
6. 当社は、当社の判断または出店者の希望に応じて、出店者ページアプリを作成し、当該出店者ページアプリに関する編集機能を出店者に提供するものとします。ただし、出店者は、出店者ページアプリの作成およびお客様への配布の方法および時期は当社が適切と認める方法および時期に行うこと、また、出店者が希望する場合でも当社が出店者ページアプリの作成および配布を行わない場合があることをあらかじめ承諾するものとします。

第5条　（本サービス利用の順守事項）

1. 出店者は本サービスの利用にあたり、以下の各号に定める事項を順守するものとします。
   (1) 出店者は、善良なる管理者の注意をもって本サービスを利用しなければなりません。出店者は、本サービスを提供するための当社のシステムの操作および本サービスの利用の結果について、すべて責任を負い、また、出店者の不適切な操作の結果、本サービスが停止または毀損した場合、出店者は当社が被った損害を賠償するものとします。
   (2) 出店者は、本サービスを以下の各号のほか、当社が不適当とみなした目的、方法または態様で利用してはなりません。
   (ア) 出店者ページに商品等を出品し、お客様と売買契約等を締結する以外の目的

(イ) クレジットカードのショッピング枠の現金化による換金を目的とした取引等、お客様もしくは出店者が第三者との契約上の義務に違反する態様または社会通念に照らして正常ではない態様により本サービスを利用すること
(ウ) 電子商取引によらない売買契約等を締結する手段として本サービスを利用すること

(3) 出店者は、本利用約款の定めを順守するとともに、特定商取引に関する法律、割賦販売法、不当景品類及び不当表示防止法、個人情報保護に関する法律等関連法令、ガイドライン、業界団体の定める自主基準および自主規制等（以下これらすべてを総称して「法令等」といいます）に従い、出店者情報を適切に表示しなければなりません。また、法令等に基づき商品等を販売するための許認可または届出が必要な場合、当該許認可を取得し、または届出を完了していることを適切に表示しなければなりません。
(4) 出店者は、ガイドライン等に従い、出店者ページの更新を自ら行わなければなりません。
(5) 出店者は出店者ページの内容を常に正確な内容に保たなければなりません。
(6) 出店者は、出店者ページにガイドライン等において禁止する情報を掲載し、または、当該情報へのリンク（当該情報が掲載されているウェブサイトへのリンクを含みます）を設定してはなりません。
(7) 出店者は、第三者に対して出店者ページへのリンク設定を有償で依頼してはなりません。また、出店者ページから第三者のページへのリンク設定を有償で行ってはいけません。

2. 出店者は、別途、当社の事前の承諾がある場合を除き、本サービスを利用して作成されたウェブページの全部または一部を当社の管理するサーバー以外のコンピュータや記録媒体に保存したり、Yahoo!ショッピング外で使用したりしてはなりません。
3. 出店者は、本サービスで提供されるコンピュータプログラムまたは API を、複製、貸与または公衆送信（本サービスの公衆送信機能を使って公衆送信する場合を除きます）したり、リバースエンジニアリング、逆アセンブルその他の方法でソースコードを解読したりしてはなりません。

第6条　（ニュースレター配信機能の提供）

1. 出店者は、商品等の宣伝目的かつ自己の名においてのみ、ニュースレターをお客様に配信するものとします。
2. 出店者は、以下の内容を含むニュースレターをお客様に配信してはならないものとします。
(1) 出店者ページに掲載していない商品等を宣伝するもの（ただし、他の出店者がその出店者ページに掲載している商品等であって、出店者が、当該他の出店者から配信の許諾を得ているものを除く）
(2) Yahoo!ショッピング外での取引を誘引するもの
(3) 法令等に違反または違反するおそれのあるもの
(4) お客様または第三者の権利を害しまたは害するおそれのあるもの
(5) 公序良俗に反するものや不快感をあたえるようなもの

(6) 当社の信用または当社の提供するサービスに対する信用を毀損するおそれのあるもの
(7) 当社がニュースレターの内容について認めたり、推奨したりしているかのような誤解を与えるもの
(8) その他当社が配信を不適当と認めたもの

3. 出店者は、当社が設定するニュースレターのヘッダーおよびフッター部分を一切変更してはならないものとします。
4. 出店者は、当社がニュースレターの配信数または配信時間等を制限する場合があり、出店者があらかじめ設定したとおりに配信されない場合があることを、あらかじめ承諾するものとします。

第 6 条の 2（お買い物まとめ機能の利用）

1. 出店者は、当社が提供する、お買い物まとめ情報を掲載する機能を、Yahoo!ショッピング内での商品等の取引を訴求する目的に限って利用するものとします。
2. 出店者は、お買い物まとめ情報を掲載する機能の利用にあたっては、前項のほか、以下の事項を順守しなければなりません。
(1) 当社が設定するカテゴリーに適合するテーマを作成すること
(2) 出店者が設定したテーマに合致する情報を掲載し、または当該情報へのリンクとすること
(3) お買い物まとめ情報として Yahoo!ショッピング内の他の出店者の出店者ページに掲載されている商品等に関する情報を掲載する場合は、当該出店者から、当該情報をお買い物まとめ情報として掲載することの許諾を得ていること
(4) お買い物まとめ情報として、Yahoo!ショッピング外のウェブページから情報を複製して掲載する場合は、当該情報の権利者から、当該情報をお買い物まとめ情報として掲載することの許諾を得ていること
(5) お買い物まとめ情報として、Yahoo!ショッピング外のウェブページへのリンクを設置する場合は、リンク先ウェブページに掲載されている情報がメーカーの商品仕様に関する情報であるなど、第 1 項の目的に合致する内容であること
(6) お買い物まとめ情報に掲載する内容が正確かつ最新の情報であること
(7) 当社が別途条件を指定した場合、当該条件を満たしていること
3. 出店者は、以下の内容をお買い物まとめ情報として掲載してはならないものとします。
(1) 法令等に違反または違反するおそれのあるもの
(2) お客様または第三者の権利を害するまたは害するおそれのあるもの
(3) 公序良俗に反するものや不快感をあたえるようなもの
(4) 当社の信用または当社の提供するサービスに対する信用を毀損するおそれのあるもの
(5) 当社がお買い物まとめ情報の内容について認めたり、推奨したりしているかのような誤解を与えるもの
(6) その他当社が掲載を不適当と認めたもの
4. 当社は、出店者が Yahoo!ショッピングにお買い物まとめ情報を掲載したときは、当社の判断によりお買い物まとめ情報が掲載されている出店者ページに出店者情報をあわ

せて掲載して表示することができるものとします。

5. 当社は、出店者が第 1 項、第 2 項各号および第 3 項各号を順守していないまたはそのおそれがあると判断した場合、お買い物まとめ情報の修正を要請することができます。この場合、出店者は、直ちに当社の要請に応じて修正を行わなければなりません。
6. 出店者は、当社が出店者のお買い物まとめ情報の掲載を制限する場合があり、出店者があらかじめ設定したとおりに掲載されない場合があることを、あらかじめ承諾するものとします。

第7条　（ストア決済サービスの利用）

ストア決済サービスの利用条件は、第 2 編の定めが適用されるものとします。

第8条　（アフィリエイトプログラムを利用したプロモーション）

1. 出店者は、当社が広告主となってアフィリエイトパートナーにアフィリエイトパートナー報酬原資を支払い出店者の商品等の広告掲載を委託する方法で、商品等のプロモーションを行うことをあらかじめ承諾するものとします。
2. 出店者は、前項のプロモーションに加えて、当社が別途定める範囲内で任意にアフィリエイトパートナー報酬原資を加算する方法により、商品等のプロモーションを行うことができるものとします。

第9条　（ポイントおよびモールクーポンによるプロモーション）

1. 出店者は、当社が以下の方法による商品等のプロモーションを行うことをあらかじめ承諾するものとします。
   (1) 当社の設定するポイント付与率（以下「ポイント付与率」といいます）を注文額および注文額に賦課される消費税および地方消費税の合計金額に乗じて算定したポイントをお客様に付与する方法
   (2) 注文総額の全部または一部の支払にポイントの利用を認める方法
   (3) モールクーポンを発行する方法
   (4) モールクーポンの利用条件に従って注文総額の全部または一部の支払にモールクーポンの利用を認める方法
2. 出店者は、前項第 1 号のプロモーションに加えて、当社が別途定める範囲内で任意にお客様にポイントを付与する方法により、商品等のプロモーションを行うことができるものとします。
3. 当社は、当社の任意の判断と負担により、ポイント付与率を超えたポイントを、お客様に付与することができるものとします。
4. モールクーポンの発行時期、購入に利用できる商品等やモールクーポンの種類、利用対象となる出店者などモールクーポンの利用条件は、当社が任意に設定します。

第10条　（お客様によるポイントおよびモールクーポンの利用）

1. お客様は、注文総額の全部または一部の支払にポイントおよびモールクーポンを利用できるものとします。
2. 出店者は、前項の場合、利用されたポイントおよびモールクーポンに相当する金額を

商品等の注文総額から差し引いて請求するものとし、利用されたポイントまたはモールクーポン値引き相当額を含んだ金額をお客様に請求してはなりません。

3. 出店者は、お客様に対し、ポイントまたはモールクーポンの利用を拒否したり、利用できるポイントまたはモールクーポンの種類を制限したり、他の決済方法への変更を要求したり、ポイントまたはモールクーポン利用にかかる手数料を要求したりするなど、その方法を問わず、ポイントまたはモールクーポンを利用するお客様を不利に扱ってはなりません。

第11条　（ポイントおよびモールクーポンに関する順守事項）

1. 出店者は、ポイントと類似するサービスや特典を提供している場合、お客様がポイントと混同または誤解しないようにしなければなりません。
2. 出店者は、その方法を問わず、自らの注文により、ポイントまたはモールクーポンを取得してはならないほか、万一自らの注文により取得したポイントまたはモールクーポンがある場合であっても、これを使用してはなりません。また、当社がこれらに類似すると判断した行為についても同様に禁止いたします。
3. 出店者は、ポイントおよびモールクーポンに関する帳票の保存について、第 17 条（帳簿の保存）の定めに従うものとします。

第12条　（オプションサービスの利用）

出店者がオプションサービスの利用を希望する場合、当社が別途定めるオプションサービス利用の条件に同意して、当社所定の手続にて申し込むものとし、特段の定めのないかぎり、当月のオプションサービス利用料を毎月末日に、第 14 条（費用負担）に定める費用とあわせて当社に支払うものとします。また、オプションサービス利用の条件に定めがない事項は、本利用約款の定めが適用されるものとします。

第2章　対価および費用の支払

第13条　（対価）

本サービス利用の対価は、本利用約款に別途定める場合および別途定める対価を除き、無料とします。

第14条　（費用負担）

1. 出店者は、第 8 条（アフィリエイトプログラムを利用したプロモーション）に基づく商品等のプロモーションに要する費用としてアフィリエイトパートナー報酬原資およびアフィリエイト手数料を、また、第 9 条（ポイントおよびモールクーポンによるプロモーション）第 1 項および第 2 項に基づく商品等のプロモーション（ただしモールクーポンによるものは除く）に要する費用としてお客様に付与されたポイント相当額を負担するものとします。
2. 出店者は、前項に基づき負担する費用（以下「ストア負担額」といいます）に、消費税および地方消費税が賦課される場合はその額を加算して、当月末日締めで、当社の指定する方法で当社の指定する期日までに当社に支払うものとします。
3. 出店者は、当社が本利用約款の定めに基づき本サービスの全部または一部の利用を停

止している場合であっても、当該期間中のストア負担額が減免されないことをあらかじめ承諾するものとします。

4. 当社は、当社が本サービスに関連する当社の他のサービスの利用に関連して出店者に対して有する債権について、当該他のサービスの利用条件の定めに基づいてストア負担額とあわせて出店者に請求できるものとします。
5. 当社が、ストア負担額の支払の方法として当社指定の収納代行会社（以下「指定収納代行会社」といい、当社が指定収納代行会社を変更したときは変更後の収納代行会社をいいます）を通じて支払う方法を指定したときは、出店者は、当社所定の期日までに指定収納代行会社と対価の支払に必要な契約を締結し、本契約期間中これを維持しなければなりません。
6. ストア負担額の支払に要する費用（指定収納代行会社へ支払う手数料、銀行口座に振り込む場合の振込手数料等）は出店者の負担とします。また、当社は、出店者に事前に通知して、ストア負担額の支払の方法を変更することができるものとします。

第15条　（ポイントまたはモールクーポン利用分の支払）

1. 当社は、お客様が注文総額の全部または一部の支払にポイントまたはモールクーポンを利用した場合、当社所定の方法に従い、当該ポイントまたはモールクーポン利用による値引き相当額を出店者に支払います。
2. 前項の定めにかかわらず、当社は、以下の場合に、ポイントまたはモールクーポン利用による値引き相当額の支払を留保することができるものとします。ただし、緊急やむを得ない場合を除き、当社は事前に出店者に対しその理由を開示するものとします。
   (1) 第 2 編第 2 章第 1 款第 10 条（注文総額を立替払いしない場合等）に該当する場合
   (2) その他、不正利用防止の観点から必要と当社が判断した場合

第15条　の 2（相殺処理）

1. 当社は、ストア負担額その他の当社が本契約に基づき出店者に対して有する債権（以下「当社債権」といいます）と、当社が出店者に支払う注文総額および前条第 1 項のポイントまたはモールクーポン利用による値引き相当額その他の当社が本契約に基づき出店者に対して負担する債務（以下「当社債務」といいます）とを、当該債務の履行期にかかわらずいつでも対当額で相殺できるものとします。
2. 当社は、前項の相殺により、当社債権を消滅させるために足りないときは、当社が適当と認める順序方法により当社債務を充当すべき当社債権を指定すること（以下「充当指定」といいます）ができるものとします。
3. 当社が前項により充当指定を行った場合、出店者はその充当指定に対して異議を述べることができないものとします。

第16条　（担保の提供）

当社は、出店者の当社に対する未払の金銭債務の額が、当社が与信の上限として定める金額を超過、もしくは超過するおそれのある場合、または当社に担保として提供している保証金の合計額を超過、もしくは超過するおそれのある場合、出店者に対して担保の提供を要求することができるものとし、出店者は、当社に対し、当社の要求する担保を提供しな

ければなりません。

第17条　（帳簿の保存）

1. 出店者は、商品の購入者、購入された商品、注文番号、注文個数などの売買契約等の成立を証する記録、商品発送簿その他の当社所定のデータまたは資料（以下「取引関連データ等」といいます）を作成し、本契約期間中および本契約期間終了後 7 年間は出店者の事務所内に保存するものとします。
2. 出店者は、当社から要求を受けた場合、取引関連データ等を当社に対して直ちに開示するものとします。
3. 前項の閲覧の結果、当社が実際に支払われた額よりも支払われるべき金銭債務の額が多いことを発見した場合、出店者は直ちに差額および当社が確認に要した費用を当社に支払わなければなりません。

第18条　（遅延利息）

出店者が当社に対して負担する金銭債務の支払を遅延した場合、出店者は、支払期日の翌日から完済の日までの遅延損害金を年 14.6%の割合によって、当社に支払うものとします。

第3章　出店者の義務

第19条　（出店者の売主としての義務）

1. 出店者は、お客様に対し、出店者自身が売買契約等の売主または役務提供者（以下「売主」といいます）である旨を明確に出店者ページに表示するものとします。
2. 出店者は、商品等の販売条件として、お客様が一方的に不利になるような条件を付してはなりません。また、出店者は、商品等の販売条件に関する適切な説明を、出店者ページに明示するものとします。
3. 出店者は、売主として、以下の各号に定める行為を行わないものとします。
   (1) お客様が、出店者が選択可能と表示した決済手段から任意の決済手段を選択したにもかかわらず、正当な理由なく当該決済手段による取引を拒絶し、他の決済手段による取引を求めること
   (2) 出店者が選択可能と表示した決済手段から任意の決済手段のうち、同一の決済手段を選択したお客様間で、正当な理由なく、特定のお客様にのみ制限や負担を課すなどの差別的な取扱いをすること
   (3) お客様が、出店者が選択可能と表示した決済手段から任意の決済手段を選択したにもかかわらず、一方的に当該決済手段と異なる方法で注文総額を決済すること
4. 出店者は、お客様から商品等の注文の通知を受けてから 24 時間（ただし出店者の休業日を除きます）以内に、お客様に対し承諾の有無または確認を要する場合はその旨を通知するものとし、承諾する場合には、当該注文内容の確認のために、商品等購入にかかる一切の金額明細、注文額、消費税および地方消費税、注文総額、支払方法等必要な事項を当該通知に記載しなければなりません。
5. 出店者は、前項の承諾の通知後、注文総額の変更または注文総額以外の金銭（当社が別途認める場合を除く）を請求してはなりません。
6. 前項にかかわらず、当社が出店者に対して、本サービスにおいて注文承諾通知送信機

能を提供していない場合、出品者が、お客様からの注文に応じることができない事情があるときは、その旨を直ちにお客様に通知しなければなりません。

7. 出店者は、お客様に対し、商品等の売主としての義務を誠実に履行しなければならず、お客様からの問い合わせに適切に対応するものとし、当社の信用を毀損するようなことを行ってはならないものとします。
8. 出店者は、本契約の終了後といえども、お客様との間で成立した売買契約等に基づく債務の履行に関して、全責任を負うものとします。

第20条　（商品等の情報の変更削除義務）

1. 出店者は、次の各号の一に該当する場合、直ちに商品等の情報を変更または削除しなければなりません。
   (1) 商品等の情報に誤りまたは変更すべき内容がある場合
   (2) 商品等の情報が本利用約款または法令等に違反する場合
   (3) 出店者が商品等の情報または商品等について行政指導または行政処分を受けた場合
   (4) 第三者が出店者の商品等と同一の商品または役務について行政指導または行政処分を受けた場合
   (5) 前四号に定める場合の他、商品等の情報に重大な問題があると当社が判断した場合
2. 前項に基づき変更または削除すべき原因が、商品等の販売条件または Yahoo!ショッピングの運営に重大な影響を及ぼすものである場合、出店者は、当該原因を発見後、直ちにその旨を当社に書面またはメールにて通知するものとします。

第21条　（商品の確保等）

1. 出店者は、商品が確保できていない場合、商品を適正に利用するために必要な権利を移転できない場合、または役務提供ができない場合、出品してはなりません。
2. 出店者は、前項の場合、商品等の情報を削除するなど、お客様に迷惑をかけないようにするものとします。

第22条　（特定商品の取扱い）

1. 出店者は、当社が別途定める特定の商品等については、事前に当社所定の審査を経て当社の承諾を得なければ出品してはなりません。
2. 出店者は、当社が別途定める特定の商品等については、当社が別途定める出品条件を順守しなければなりません。
3. 出店者は、当社が別途定める特定の商品等を出品する場合、当該特定の商品等以外は出品してはなりません。
4. 出店者が本条の定めに違反した場合または特定の商品等に関して当社または出店者がお客様または第三者からクレーム（損害賠償請求、使用差止請求などの内容のいかんを問わず、また、訴訟提起の有無を問いません。以下同じ）を受けた場合、当社は直ちに当該商品等の掲載を停止または本契約の解除を行うことができるものとします。

第23条　（クレーム対応等）

1. **出店者は、出店者または商品等に関連して、お客様または第三者からクレームを受けた場合、自らの責任と費用において対応し解決を図るものとし、クレームの再発防止のために必要な措置を講じなければなりません。**
2. **出店者は、前項のクレームを解決するにあたって、お客様または第三者の意向を十分尊重して速やかに対応するとともに、その経過を当社に対して報告するものとします。また、出店者が前項のクレーム対応上、お客様へ通知またはプレスリリースなどを行う場合には、事前に当社にその内容を通知するものとします。**
3. **出店者は、出店者または商品等に関連して、当社がお客様または第三者からクレームを受けた場合、本契約期間中はもとより本契約終了後においても、自己の責任と費用でこれを解決するものとし、当社にいかなる迷惑もかけないものとします。当社が損害（弁護士費用を含みます）を被ったときには、出店者はその損害を賠償するものとします。**
4. **出店者がお客様から注文総額の全部または一部の支払を受けたにもかかわらず第48条（契約解除）第2項各号の事由に該当しお客様に対する売買契約等に基づく債務の履行が見込めなくなったと当社が判断し、当社がお客様に対してお客様が被った被害額に対する見舞金を支払う場合（ポイントによる支払を含みます）、出店者が当社にその見舞金の額と同額の損害を与えたものとし、出店者はその見舞金の額と同額の賠償金を当社に支払うものとします。**

第24条　（法令等の順守事項）

1. **出店者は、法令等を順守し、また、商品等を販売するための必要な許認可や承諾を、自らの責任と費用で取得し、これを維持しなければなりません。**
2. **出店者は、商品等の品質、機能、安全性、警告表示および取扱説明書の記載に誤りや過不足がないよう万全の注意を払わなければならず、監督官庁または業界団体から商品等のリコールや自主規制が要請された場合、速やかにこれに応じるものとします。**
3. **出店者は、本利用約款および法令等が改定された場合、速やかにこれを確認しなければなりません。**
4. **出店者は、当社から要求を受けた場合、出店者が本利用約款または法令等を順守しているか（出店者による商品等の販売および販売方法が本利用約款もしくは法令等に適合しているかを含みます）を当社が判断するために必要な情報を速やかに提出するものとします。**
5. **当社は、前項の資料の提出の有無にかかわらず、出店者が本利用約款または法令等を順守しているかの調査が必要だと判断した場合、出店者の営業時間内に出店者の事業所に立ち入り、調査を行うことができるものとします。**
6. **出店者は、本サービスの利用に関連して出店者、お客様、当社または第三者に被害が生じ、当社が出店者に対し所管の警察署へ被害届の提出を要請した場合、可能な限りこれに協力するものとします。**
7. **出店者は、当社が出店者情報もしくは出店者による商品等の販売方法が本利用約款および法令等に違反しているもしくはそのおそれがあると判断し、または出店者のお客様対応もしくは商品等が Yahoo!ショッピングにふさわしくないと判断して、出店者に**

その是正を求めたときは、速やかに是正するものとします。

第25条　（当社の行う措置）

1. 出店者情報および出店者による商品等の販売方法が、本利用約款もしくは法令等に違反しているまたはそのおそれがある場合、または Yahoo!ショッピングにふさわしくないと当社が判断した場合、当社はいつでも出店者情報を削除することができるものとします。
2. 当社は、前項に該当しない場合でも、前条第 4 項の場合のほか、出店者が本利用約款または法令等を順守しているかを確認するため、出店者に通知して、全部もしくは一部の商品等に関する出品者情報を削除し、または出店者ページを非公開にするなど当社が必要と判断する措置を取ることができるものとします。

第4章　情報管理

第26条　（出店者の情報管理）

1. 当社および出店者は、注文情報およびお客様の個人情報を当社および出店者がそれぞれ取得し、管理することを相互に確認するものとします。
2. 出店者は、注文情報およびお客様の個人情報を、法令等に従い取り扱うものとし、第三者に漏えい、滅失または毀損（以下「漏えい等」といいます）してはならず、また、お客様に対してあらかじめ明示した目的以外で利用してはなりません。また、出店者は、出店者のプライバシーポリシーを出店者ページに明示しなければなりません。
3. 出店者は、注文情報およびお客様の個人情報を漏えい等しないように、必要なセキュリティー保護を自らの費用と責任で行わなければなりません。
4. 出店者は、出店者または出店者の委託先から注文情報またはお客様の個人情報が第三者に漏えい等した場合、自らの費用と責任でこれに対処しなければなりません。
5. 前項の場合、出店者は流出の事実を直ちに当社に報告の上、漏えい等が発生した原因を詳細に調査し、有効かつ十分な再発防止策を策定、実施するものとします。また、当該再発防止策の策定、実施後直ちに当社に書面にて再発防止策の内容を報告するものとします。
6. 当社は、出店者が報告した再発防止策の内容が不十分であると認めた場合、その他当社が必要と認める場合、出店者に当該再発防止策の改善の要求その他必要な措置、指導を行うことができるものとし、出店者はこれに従うものとします。
7. 出店者は、出店者の責に帰すべき事由により、注文情報またはお客様の個人情報の漏えい等または目的外利用によって当社、お客様または指定決済会社（第 2 編に定めます）に損害が発生した場合、当該損害を賠償する責任を負います。

第27条　（当社の情報管理）

1. 当社は、出店者が取得し当社に保管されている商品等販売情報を、当社の定める基準に従い、厳正に取り扱うものとします。
2. 当社は、当社が取得したプライバシーに関する情報を、当社の定めるプライバシーポリシーに基づき取り扱うものとします。
3. 当社は、出店者の名称、住所、連絡先、担当者名等の情報を、当社または当社の提携

するサービスを案内するために利用、または当社の提携事業者に開示することができるものとします。

第28条　（出店者情報の扱い）

1. 当社および出店者は、出店者情報に含まれる著作物の著作権は出店者または出店者に対する権利許諾元に帰属することならびに Yahoo!ショッピングおよび本サービス上の表示等の著作物（出店者情報に含まれる著作物は除きます）に関する権利は当社または当社に対する権利許諾元に帰属することを確認します。ただし、これにより各当事者が従来から保有していた権利の帰属は何ら影響を受けません。
2. 出店者は、当社に対し次の各号に定める事項を許諾し、または許諾するために必要な権利を権利者から取得します。
   (1) 出店者情報を、出店者および出店者の商品等のプロモーションならびに Yahoo!ショッピングおよびその他の当社のサービス提供のために当社自ら利用し、また、Yahoo!ショッピングに関連するサービスを提供する当社の提携先に当該サービス提供に必要な範囲に限り利用させること
   (2) 前号に必要な範囲で改変を行うことまたは第三者に行わせること
   (3) お客様に対し、ダウンロードおよび印刷することを許諾すること
3. 当社は、新聞、雑誌、テレビ番組等の媒体に対して当社のサービスに関する記事掲載や報道ならびにこれらのために当社のサービスを撮影することを許諾することができるものとします。この場合、当該記事掲載または報道の内容に、出店者ページが含まれる場合があることを出店者はあらかじめ承諾するものとします。
4. 当社は、Yahoo!ショッピングや関連ドキュメント上に、出店者の名称、ロゴ、出店者の指定する標章および出店者情報に含まれる著作物の著作権者が出店者である旨を表示することができるものとします。

第5章　削除

第 29 条から第 34 条　削除

第6章　一般条項等

第35条　（反社会的勢力との取引拒絶）

1. 出店者は、出店者および出店者の親会社、子会社等の関連会社ならびにそれらの役員、従業員等（以下あわせて「出店者等」といいます）が、現在、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。
   (1) 暴力団
   (2) 暴力団員および暴力団員でなくなったときから 5 年を経過しない者
   (3) 暴力団準構成員
   (4) 暴力団関係企業
   (5) 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
   (6) 前各号の共生者
   (7) その他前各号に準ずる者

2. 出店者は、出店者等が自らまたは第三者を利用して、当社または第三者に対し、次の各号事由に該当する行為を行わないことを確約するものとします。
   (1) 暴力的な要求行為
   (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
   (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
   (4) 風説を流布し、偽計を用いもしくは威力を用いて第三者の信用を毀損し、またはその業務を妨害する行為
   (5) その他前各号に準ずる行為
3. 当社は、出店者が第 1 項または前項に違反している疑いがあると判断した場合、直ちに本契約および当社と出店者間に存在する他の契約の全部もしくは一部の履行を停止しまたは契約を解除できるものとします。

第36条　（代理行為等の禁止）
1. 当社は、出店者に対し、本契約の締結により、いかなる代理権も付与しません。出店者は、当社を代理する旨の表示または当社もしくは当社の代理人であると誤認させるおそれがある表示をしてはなりません。
2. 当社は、本契約の締結により、当社のサービスマークを使用して営業または事業を行うことを出店者に許諾するものではありません。出店者は、当社のサービスマークの使用の許諾を受けている旨を表示してはならず、また当社自身が営業もしくは事業を行っている、または当社のサービスマークの使用の許諾を受けて営業もしくは事業を行っていると誤認させるような外観を表示してはなりません。
3. 出店者は、当社の名義を付したパンフレット等を作成し、または当社の事前の承諾なく当社のサービスマークまたはこれらに類似するサービスマーク、ロゴ等を使用してはなりません。
4. 出店者は、前項において当社が事前に承諾する場合、当社の定めるブランドガイドラインに従い当社のサービスマークを使用するものとします。

第37条　（届け出および当社からの通知）
1. 出店者は、当社に届け出た事項に変更がある場合、直ちに当社に届け出るものとします。当該変更の届け出をしなかったことにより、出店者に生じた損害は、出店者が負担するものとします。
2. 当社から出店者への通知は、当社のシステム上に掲載する方法で行うものとし、これをもって当社からの通知が完了したものとみなします。ただし、当社が適当と判断した場合は、あらかじめ届け出のあった出店者のメールアドレスにメールを送信する方法その他の方法で行うものとし、当該方法により通知する場合は、当社が当該通知を発した時点で、当社からの通知が完了したものとみなします。

第38条　（委託）
1. 出店者は、自己の責任と管理の下、本契約において出店者が負うのと同様の義務を課すことを条件として、出店者ページの作成や運営などを第三者に対して委託することができるものとします。ただし、出店者は当該委託を行う場合は当社の求めに応じ、

当該第三者および委託内容等を書面にて通知するものとし、当該第三者の行為およびそれにより生じた結果のすべてについて、当社およびお客様に対し責任を負うものとします。

2. 当社は、当社の自己の責任と管理の下、本契約において当社が負うのと同様の義務を課すことを条件として、当社の業務を第三者に委託し、必要な範囲において、商品等販売情報、秘密情報および本契約の締結または履行の過程において知り得た出店者に関連する情報を、当該第三者に開示することができるものとします。当社は、当該第三者による委託業務の遂行によって出店者に損害が発生した場合、本契約の定める範囲で、当該損害を賠償します。

第39条　（譲渡等の禁止）

出店者は、当社の書面による事前の承諾のない限り、本契約上の地位および本契約によって生じる権利義務の全部または一部を第三者に譲渡、または担保に供してはなりません。

第40条　（広告の掲載）

当社は、出店者情報が掲載されているか否かにかかわらず、Yahoo!ショッピング内のページに第三者または当社の広告（画像、テキスト、音声、動画等形式を問いません）を掲載または配信することができるものとします。この場合、当該広告販売から得られる収入はすべて当社に帰属するものとします。

第41条　（本サービスの変更等）

1. 当社は、本サービスのバージョンアップ、不具合の修正等、本サービスの提供に必要な範囲で、出店者に告知することなく、本サービスの全部または一部の内容を変更することができるものとします。ただし、出店者に重大な影響を及ぼす場合には、当社は出店者に通知するものとします。
2. 当社は、Yahoo!ショッピングの表示方法、カテゴリー構成等の内容を、出店者に告知することなく、変更することができるものとします。ただし、出店者に重大な影響を及ぼす場合には、当社は出店者に通知を行うものとします。

第42条　（保証の範囲）

1. 当社は、本サービスおよび本サービスを提供するための当社のシステムを、当社がその時点で保有している状態で出店者に提供し、出店者の所期の目的、要求もしくは利用態様に適合することまたはバグなどの不具合が一切ないことを保証いたしません。
2. 当社は、本サービスまたはおよび本サービスを提供するための当社のシステムについてバグ等の不具合を修正、改良等する義務を負うものではありません。ただし、当社は、当該不具合を改善するよう努めるものとします。
3. 出店者がダウンロード、その他の方法で当社サーバーから取得したすべての情報は、出店者自身の責任において利用するものとし、当該情報をダウンロードしたことに起因して発生したコンピュータシステムの障害、その他の損害について、当社は一切の責任を負わないものとします。
4. 出店者は、商品等販売情報等の情報について、出店者の費用と責任においてバックア

ップを取るものとし、当社は、本サービスの不具合によりこれらの情報が喪失したことによる損害について、一切の責任を負わないものとします。

第43条　（秘密保持義務）

1. 当社および出店者は、本契約の内容ならびに本契約を通じて知り得た相手方の営業秘密（不正競争防止法第 2 条第 6 項に定めるものをいいます）であって、開示にあたり相手方が秘密である旨を明示した情報（以下「秘密情報」といいます）を、本契約の有効期間中および本契約終了後 2 年間秘密として保持し、相手方の書面による事前の承諾なしに第三者に開示、提供、漏えいし、本契約の履行目的以外の目的に使用してはなりません。ただし、法令上の強制力を伴う開示請求が公的機関よりなされた場合には、その請求に応じる限りにおいて、開示者への速やかな通知を行うことを条件として、開示することができるものとします。
2. 前項の定めにかかわらず、次の各号の一に該当する情報は秘密情報に含まれないものとします。
   (1) 開示の時点で既に被開示者が保有していた情報
   (2) 秘密情報によらず被開示者が独自に生成した情報
   (3) 開示の時点で公知の情報
   (4) 開示後に被開示者の責に帰すべき事由によらずに公知となった情報

第44条　（本サービスの中断）

1. 天災地変、戦争、内乱、暴動、停電、通信設備の事故、通信事業者の役務提供の停止または緊急メンテナンスの実施、内外法令の制定・改廃、公権力による命令・処分・指導その他当社の責に帰することのできない事由により本契約の全部または一部を履行できなかった場合、当社はその履行できなかった範囲で責任を負わず、本契約上の義務を免除されるものとします。
2. 当社は、次の各号の一に該当する場合、出店者に何らの通知、催告をすることなく本契約の全部または一部の履行を停止することができるものとします。
   (1) 出店者情報または出店者による商品等の販売方法が、本利用約款および法令等に合致しない場合もしくはそのおそれがある場合
   (2) 出店者や出店者の商品等に対するお客様の評価が悪化したり当社にお客様から出店者に対するクレームが寄せられたりするなど、出店者のお客様対応もしくは商品等が Yahoo!ショッピングにふさわしくない、または出店者による本サービスの利用が不適当と当社が判断した場合
   (3) 出店者またはその代表者の本利用規約違反または法令等違反につき調査の必要が生じた場合
   (4) 出店者またはその代表者の所在または生死につき調査の必要が生じた場合
   (5) 出店者が当社もしくはお客様に対して負う義務を履行しない場合、またはそのおそれがあると当社が判断した場合
   (6) 出店者の行為がお客様の生命、身体、名誉もしくは財産に被害を及ぼした場合、またはそのおそれがあると当社が判断した場合
   (7) その他、第 48 条（契約解除）第 2 項各号に定める事由が発生するおそれがあると

当社が判断した場合

3. 当社は、次の各号の一に該当する事由が発生した場合、出店者に事前に通知の上、本サービスおよび Yahoo!ショッピングの提供を中止または停止することができるものとしま」す。ただし、緊急を要する場合は事前の通知を必要としないものとします。
   (1) 当社のシステムの保守・点検を行う場合
   (2) 火災・停電・通信回線の事故または天災地変などにより、本サービスの提供または Yahoo!ショッピングの運営が不可能となった場合
   (3) その他当社の実施しているサービス（本利用約款に定めるサービスに限りません）の運用上または技術上当社が必要と判断した場合

第45条　（当社の損害賠償）

当社は、本契約に基づき出店者に損害が発生した場合でも、出店者に対し当該損害を賠償する責任を一切負わないものとします。

第46条　（有効期間）

1. 本契約は、第 2 条（契約の成立および開店審査）第 3 項に定める契約成立の日より効力を生じ、1 年後の同月の末日まで有効とします。
2. 前項の定めにかかわらず、契約期間満了日までに、いずれかの当事者より期間満了日をもって本契約を終了する旨の通知がなされない限り、本契約は自動的に 1 年間更新されるものとし、以後も同様とします。
3. 出店者は、本契約を終了する旨の通知をする場合、当社の指定する書式および方法にて行うものとします。

第47条　（中途解約）

1. 当社および出店者は契約期間中であっても、その中途解約を希望する場合、解約を希望する月の前月末日（末日が当社または出店者の休業日に当たる場合には、その直前の営業日）までに、その旨を相手方に通知することにより本契約を解約することができるものとします。
2. 前項の規定に従い出店者が中途解約する場合、出店者は当社所定の方法により前項の通知を行わなければなりません。
3. 第 1 項の通知がなされることにより､本契約は解約希望月の末日をもって終了します。

第48条　（契約解除）

1. 当社は、出店者が本契約に定める義務の全部または一部に違反し、当社が相当の期間を定めて催告したにもかかわらず、出店者が当該期間内に是正または履行しない場合、本契約および当社と出店者の間の他の契約の全部または一部につき、何らの責任を負うことなく、その履行を停止し、または契約を解除することができるものとします。
2. 当社は、出店者が次の各号の一に該当する場合、何らの通知、催告なしに、直ちに本契約の全部または一部につき、何らの責任を負うことなく、その履行を停止し、または契約を解除することができるものとします。
   (1) 前項の定めにかかわらず、本利用約款に即時に契約解除できるとの定めがあると

き

(2) 出店者による本契約違反が重大であり、本契約を継続することが不適当と当社が判断したとき

(3) 出店者が当社と出店者との間の他の契約に定める義務の全部または一部に違反し、当該他の契約の全部または一部につき、その履行を停止され、または契約を解除されたとき

(4) 財産または信用状態の悪化等により、差押え、仮差押え、仮処分、強制執行もしくは競売の申立があったときまたは租税公課を滞納し督促を受けたとき

(5) 監督官庁から営業停止または営業免許もしくは営業登録の取消の処分を受けたとき

(6) 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始その他法的倒産手続開始の申立があったときまたは解散（法令に基づく解散も含みます）、清算もしくは私的整理の手続に入ったとき

(7) 資本減少、事業の廃止、休止、変更または事業の全部もしくは重要な一部の譲渡の決議をしたとき

(8) 手形または小切手を不渡とし、その他支払不能または支払停止状態となったとき

(9) 信用状態が悪化したと当社が判断したとき

(10) 商品等や販売方法等に関し、関係官庁等による注意または勧告を受けたとき

(11) 商品等や販売方法等に関し、第三者から権利侵害のクレームを受けたり公序良俗に反したりするなど、本サービスの利用を当社がふさわしくないと判断したとき

(12) 出店者の代表者もしくは出店者の指定する担当者と連絡がとれなくなったときまたは出店者の代表者の意思が確認できないとき

(13) 当社の信用を毀損する、またはそのおそれがあると当社が判断したとき

(14) 出店者が、本利用約款に定める支払期日もしくは指定収納代行会社が定める支払期日に支払を遅延したとき、指定収納代行会社との契約に違反したときまたは指定収納代行会社との契約が終了したときその他当社が指定した支払の方法により支払うことができない事情が生じたとき

(15) 出店者が個人の場合において、その個人が死亡し、その相続人が本契約に定める義務を履行できないと当社が判断したとき

(16) 出店者が法人の場合において、その代表者が死亡し、出店者が本契約に定める義務を履行できないと当社が判断したとき

(17) 主要な株主または経営陣の変更がなされ、本契約を継続することが不適当と当社が判断したとき

(18) 法令等に違反したとき

(19) その他、出店者との契約を継続できないと当社が判断したとき

3. 出店者が第 1 項または前項各号の一に該当する場合、出店者は、当社に対するすべての債務（本契約による債務に限定されません）について、当然に期限の利益を失い、直ちに債務全額を現金にて当社に支払わなければならないものとします。この場合、当社は別途通知することなく、当社が出店者に対して有する債権と出店者が当社に対して有する債権とを対等額にて相殺し、出店者の当社に対する債務の弁済に充当します。

4. 本条に基づく契約の解除は、当社の出店者に対する損害賠償の請求を妨げないものとします。

第49条　（契約終了時の処理）

1. 本契約が終了した場合、当社は、ガイドライン等に従って、出店者の本サービスの利用を停止します。
2. 当社は、本契約の終了時に、出店者情報を含む出店者に関連するすべての情報を削除することができるものとします。また、出店者情報以外の商品等販売情報についても、本契約終了後で当社所定の期間経過後に、出店者に事前に通知することなく削除することができるものとします。
3. 本契約終了時に本契約に基づく未履行の債務がある場合には、当該債務についてはその履行が完了するまで本契約が適用されます。
4. 本契約終了後も、第 19 条（出店者の売主としての義務）第 5 項および第 8 項、第 43 条（秘密保持義務）、本条（契約終了時の処理）、第 51 条（協議）、第 52 条（合意管轄）ならびに第 53 条（準拠法）の各規定については、その効力が存続するものとします。

第50条　（変更）

当社は、出店者に事前に通知することなく、いつでも本利用約款を変更することができるものとします。ただし、出店者への影響が重大な場合、事前告知期間を設けるものとします。

第51条　（協議）

本利用約款に定めのない事項または本利用約款の解釈に生じた疑義について、当社および出店者は、誠実に協議して解決を図るものとします。

第52条　（合意管轄）

本契約に関する訴訟については、訴額に応じ東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第53条　（準拠法）

本契約の成立、効力、履行および解釈については日本法に準拠するものとします。

第7章　2013 年 10 月 7 日改定施行に伴う付則

第54条　（本サービス利用の対価等）

1. 出店者は、当社所定の 2013 年 10 月 1 日現在の料金表（以下「旧料金表」といいます）記載の本サービス利用の対価のうち、2013 年 10 月分の月額システム利用料および売上ロイヤルティを支払う必要はないものとします。
2. 第 13 条（対価）および前項にかかわらず、出店者が当社の承諾を得て出店者が利用することができる本サービスの一部を利用しない場合、当該出店者は、当社が別段の通知をしない限り、引き続き旧料金表記載の本サービス利用の対価を支払う義務を負うものとします。当該出店者による本サービス利用の対価の支払等については、第 12 条

（オプションサービスの利用）から第 14 条（費用負担）は適用せず、2013 年 10 月 7 日改定施行前の本利用約款第 12 条（オプションサービスの利用）から第 14 条（費用負担）を適用します。

3. 当社は、当社の故意または過失により前項の出店者に損害が発生した場合、第 45 条（当社の損害賠償）の定めにかかわらず、本利用約款で当社が免責されている場合を除き、旧料金表に定める月額システム利用料 1 カ月分を上限として当該損害を賠償するものとします。

2013 年 4 月 1 日改定
2013 年 7 月 1 日改定施行
2013 年 10 月 7 日改定施行
2014 年 1 月 15 日改定施行
2014 年 4 月 30 日改定施行
2014 年 7 月 30 日改定施行
2015 年 1 月 28 日改定施行
2015 年 2 月 4 日改定施行
2015 年 4 月 1 日改定施行

第2編　ストア決済サービス
第1章　ストア決済サービス基本約款

「ストア決済サービス基本約款」（以下「ストア決済約款」といいます）は、当社が出店者に対して提供するストア決済サービス（本章第1条第2号に定めます）の利用に適用されます。なお、ストア決済約款において第1編と異なる定めがある場合、ストア決済約款の定めが優先されるものとし、ストア決済約款に定めのない語句および用語の定義は、第1編の定めに従うものとします。

第1条　（用語の定義）

ストア決済約款に使用する語句および用語の定義は、以下のとおりとします。

(1) 「指定決済会社」とは、注文総額の決済手段として当社が指定する決済手段を提供、運営する、クレジットカード会社、銀行その他の法人、団体その他の組織または当該法人、団体その他の組織と提携する第三者をいいます。

(2) 「ストア決済サービス」とは、注文総額を決済するために当社が提供する、次のアからウをその内容とするサービスをいいます。

(ア) 注文総額の立替払いまたは代理受領

(イ) 指定決済会社への所定のデータの送信

(ウ) 上記(ア)(イ)の他、注文総額の決済に付随または関連するサービス

第2条　（約款の適用範囲）

1. 出店者は、ストア決済サービスの利用にあたり、ストア決済サービスで利用できる決済手段ごとに定める約款（以下「個別約款」といいます）が適用されることを承諾するものとします。
2. 個別約款においてストア決済約款と異なる定めがある場合、個別約款の定めが優先して適用されます。

第3条　（出店者の審査）

1. 当社は、出店者にストア決済サービスを提供するにあたり、当社および指定決済会社所定の審査を行うものとします。
2. 出店者は、前項の審査の結果によっては、当社がストア決済サービスにおいて提供する決済手段の一部を利用できない場合があることを承諾するものとします。この場合、当社または指定決済会社はその理由を開示しません。

第4条　（出店者情報の指定決済会社への提供等）

1. 当社は、第1編第37条第1項の変更の届け出を受領した場合、当該変更の内容を指定決済会社に対し提供することができるものとします。この場合、出店者は、指定決済会社が、必要に応じて指定決済会社にて管理する出店者に関する情報を変更することを承諾するものとします。
2. 出店者は、当社が、指定決済会社から出店者に関する情報の提供を受けること、また、必要に応じてならびに当該情報に基づいて出店者情報を変更することを承諾するもの

とします。

第5条　（ストア決済サービス利用の対価）
出店者は、当社に対して、当社が別途指定するストア決済サービスにかかる手数料（以下「決済手数料」といいます）を当社の指定する方法で当社の指定する期日までに支払うものとします。

第6条　（出店者の順守事項）
1. 出店者は、本利用約款に加えて、指定決済会社が出店者向けに定める規約等を順守するものとします。
2. 出店者は、次の各号に定める事項を行ってはなりません。
   (1) お客様が選択した決済手段による取引を拒絶すること
   (2) お客様が選択した決済手段と異なる決済手段による支払を要求すること
   (3) お客様が選択した決済手段と異なる方法で注文総額を決済すること
   (4) ストア決済サービスで提供する以外の決済手段（当社が別途認める決済手段を除きます）で注文総額を決済すること
   (5) お客様が選択した決済手段に応じて注文総額を変更すること
   (6) 注文総額以外の金銭の支払を請求すること
   (7) 指定決済会社の信用またはイメージを毀損する行為
   (8) ストア決済サービスを、換金を目的とした行為、当該行為をお客様に行わせる行為またはこれらの行為を助長する行為のために利用すること
   (9) 前各号のほか、当社または指定決済会社がストア決済サービスの利用方法として不適切な行為と認める行為を行うこと、またはそのおそれのある行為を行うこと
3. 出店者は、ストア決済サービス所定の売上処理（以下「売上処理」といいます）において、次の各号を行ってはなりません。
   (1) 注文総額以外の売上について売上処理の対象とする行為
   (2) 通常 1 回の売上処理とすべき注文総額を、取扱日付の変更、分割等により複数の売上として売上処理する行為
   (3) 売上の日付、金額その他の事項について不実のデータを作成する行為
   (4) 注文総額の売上処理以外の目的にストア決済サービスを利用する行為またはストア決済サービスの運営を妨げる行為
   (5) 前四号の他、当社が禁止する行為

第7条　（商品等の制限）
当社は、当社が別途定める商品等について、ストア決済サービスの全部または一部の利用を制限する場合があります。

第8条　（購入申し込みの取消し）
1. 出店者は、お客様による商品等の購入申し込みの取消しに応じる場合、お客様から当該購入申し込みの取消しの連絡を受けた日（出店者が発送または提供済みの商品等の

返品を受け付ける場合は、出店者がお客様から返品対象の商品等を受領した日）を基準日（売上処理の取消日）とし、速やかに当社所定の取消処理（以下「取消処理」といいます）を行うものとします。

2. 当社は、取消処理がなされた購入申し込みについて、注文総額の支払を行いません。
3. 出店者は、取消処理がなされた購入申し込みについて当社による注文総額の支払が完了している場合、当社が支払った注文総額を当社所定の方法により返還するものとします。返還にかかる振込手数料等の費用は出店者が負担するものとします。
4. 当社は、出店者が前項に基づき注文総額を当社に返還する場合、ストア決済約款および個別約款（以下総称して「ストア決済約款等」といいます）に基づき出店者に支払う注文総額その他の出店者に支払う金銭から当該返還相当額を控除することができるものとします。

第9条　（注文総額の返還等）

1. 当社は、商品等の売買または提供について次の各号に定めるいずれかの事項が判明した場合、ストア決済約款等に基づき出店者に対し支払った注文総額の返還を請求することができるものとし、当社が当該請求をした場合、出店者は、当社に対し、直ちに当該注文総額を現金にて返還するものとします。返還にかかる振込手数料等の費用は、出店者が負担するものとします。
   (1) お客様以外の第三者によるなりすまし等の不正な行為があった場合、またはそのおそれがある場合
   (2) 売上処理の内容が事実と異なる場合、または売上処理に不備がある場合
   (3) 第 1 編第 23 条第 1 項のクレームが、商品等の発送日または提供日より 30 日を経過しても解決しない場合、またはそのおそれがある場合
   (4) 出店者が、本利用約款に違反した場合、またはそのおそれがある場合
2. 当社は、前項の場合、ストア決済約款等に基づき出店者に支払うべき注文総額から、出店者が当社に返還する金銭相当額を控除することができるものとします。
3. 第 1 項各号のいずれかに該当する疑いがあると当社または指定決済会社が認めた場合、当社は、当社自らまたは当該指定決済会社に対して当該事項について調査を行うことまたは行わせること、また、当該調査が完了するまで注文総額の支払を留保することができるものとします。
4. 前項の調査が完了し、当社が前項に基づき支払を留保している注文総額につき第 1 項各号に該当しないと認めた場合、当社は、出店者に対し当該注文総額を支払うものとします。この場合、当社は、遅延損害金を支払う義務を負わないものとします。

第10条　（指定決済会社の商号、サービスマーク、ロゴ等の使用）

出店者は、ストア決済サービスの利用において当社および指定決済会社が承諾する範囲内かつ当社所定の方法で、指定決済会社の商号、サービスマーク、ロゴ等を使用することができるものとします。

第11条　（調査協力等）

1. 出店者は、当社または指定決済会社が出店者に対し業務内容、ストア決済サービスの

利用状況、商品等の内容または売上処理の内容等、当社が必要と認めた事項に関して調査、報告または資料の提示を求めた場合、直ちにこれに応じるものとします。

2. 出店者は、当社より当社または指定決済会社が法令に基づく報告等を行うにあたり必要な情報その他法令で報告が義務付けられた事項の提示を求めた場合、直ちにこれに応じるものとします。

第12条　（ストア決済サービスの中断）

1. 当社は、指定決済会社のシステムの定期点検、保守等のやむを得ない事情により、ストア決済サービスの提供の全部または一部を中止または停止する場合があります。この場合、当社は、緊急を要する場合を除き、出店者に対し事前にその旨を通知します。
2. 当社は、次の各号の一に該当する場合、出店者に何ら通知することなくストア決済サービスの全部または一部を中止または停止することができるものとします。この場合、当社は事後速やかに出店者に対しその旨を通知します。
   (1) ストア決済サービスの不正利用防止などのため、中止または停止する必要があると当社が判断した場合
   (2) 指定決済会社のシステムが中止または停止したことにより、当社がストア決済サービスを提供することができない場合
3. 前二項のいずれかに該当してストア決済サービスを使用することができないことにより出店者に損害が生じた場合においても、これらの損害につき当社は責任を負わないものとします。

第13条　（損害賠償）

出店者は、ストア決済約款等に違反し、当社または指定決済会社に損害を与えた場合、当該損害を賠償する責を負うものとします。

第14条　（残存条項等）

本契約終了後も、前条および本条は有効に存続します。

第 2 章　カード決済サービス

第 1 款　カード決済サービス利用約款

「カード決済サービス利用約款」（以下「カード決済約款」といいます）は、当社がストア決済サービスの一として提供するカード決済約款第 2 条に定めるカード決済サービスを利用した注文総額の決済に適用されます。なお、カード決済約款に定めのない語句および用語の定義は、第 1 編または第 2 編第 1 章の定めに従うものとします。

第1条　（用語の定義）

カード決済約款に使用する用語の定義は、以下のとおりとします。

(1) 「カード」とは、それを提示しもしくは通知して、商品等を購入しまたは提供を受けることができるカード（その他の物または番号、記号その他の符号を含みま

す）であって、当社が別途指定する国際ブランドマークの付されたものをいいます。

(2) 「カード会社」とは、指定決済会社のうち、カードを交付もしくは付与し、または当社または指定決済会社が加盟するクレジットカードサービスを運営する法人、団体その他の組織および当該法人、団体その他の組織が提携する第三者の総称をいいます。

(3) 「会員」とは、お客様のうち、カード会社の定める会員規約に基づいて、その発行するカードの利用を認められた者をいいます。

(4) 「カード関連情報」とは、注文情報のうち、会員が利用するカードに関する情報であって、カード番号、カードの有効期限、カードのセキュリティコードまたはカード会社に登録された会員の氏名、電話番号もしくは生年月日など、カードを利用するために必要な情報をいいます。

第2条　（カード決済サービス）

当社は、出店者に対して、商品等の通信販売においてカード関連情報を自ら取得または保持することなくカードによる注文総額の決済を実現するための、次の各号に定めるサービス（以下「カード決済サービス」といいます）を提供します。

(1) 注文総額の立替払い

(2) 注文総額に関するカード会社への請求等、第 3 条第 3 項に定めるカード加盟店契約に基づいて出店者が履行すべき業務の代行

(3) 商品等の購入申し込みを行った者の本人確認の支援

(4) カード関連情報の管理

(5) 前四号に付随または関連するサービス

第3条　（カード加盟審査等）

1. 当社は、カード決済サービスの利用申し込みを受け付けた場合、当社およびカード会社において、出店者によるカード決済サービスの利用について審査（以下「カード加盟審査」といいます）を行うものとします。

2. カード決済サービスの利用においては、ストア決済約款等およびカード決済約款（以下総称して「カード決済約款等」といいます）の定めに加え、次の各号のカード会社が定める加盟店規約（以下「カード加盟店規約」といいます）が適用されるものとし、出店者は、次に掲載するカード加盟店規約を順守しなければならないものとします。

   (1) カード会社：株式会社ジェーシービー
   http://www.jcb.co.jp/kiyaku/tsuhan_ko_tokuyaku.html
   http://www.jcb.co.jp/kiyaku/tsuhan_tokuyaku.html

   (2) カード会社：アメリカン・エキスプレス・インターナショナル・インコーポレイテッド
   http://americanexpress.co.jp/merchantskiyaku

3. 2013 年 7 月 1 日以降のカード決済サービスの利用申し込みにかかるカード会社によるカード加盟審査の結果によっては、出店者とカード会社との間でカード加盟店規約に基づく契約（以下「カード加盟店契約」といいます）が成立しない場合があります。

この場合、出店者は、カード加盟店契約が成立しないカード会社のブランドが付されたカードによる注文総額の決済を行うことはできません。

4. 前項に該当する場合、当社またはカード会社は、その理由を開示しません。
5. 出店者は、当社に対し、次の各号について当社が加盟店を包括的に代理する権限を付与するものとします。
   (1) 出店者とカード会社との間のカード加盟店契約の締結およびこれに付随する合意
   (2) カード加盟店契約に関連するカード会社との間の一切の取引
6. カード決済約款等とカード加盟店規約の定めに齟齬がある場合、カード決済約款等の定めが適用されるものとします。

第4条　（カードの支払方法）

当社は、注文総額の支払において会員が利用することのできるカードの支払方法（1回払い、分割払い等）を、別途出店者に通知します。

第5条　（売上承認処理）

1. 出店者は、会員よりカードによる商品等の購入申し込みがあった場合、当該商品等にかかる注文総額についてカード会社の売上の承認を得るための当社所定の処理（以下「売上承認処理」といいます）を行うものとします。
2. 当社は、売上承認処理に基づき、カード会社に対して出店者の商品等にかかる注文総額に関して売上の承認を請求し、当該請求の結果を出店者に通知します。なお、カード会社による売上の承認は、請求時点におけるカードの有効性を確認するものであり、商品等の購入申し込みを行った者が会員本人であることを保証するものではありません。
3. 出店者は、カード会社から売上の承認を得た場合、速やかに会員との売買契約等に基づいて商品等の発送または提供を行うものとします。
4. 出店者は、カード会社から売上の承認が得られなかった場合、承認を得られなかった注文総額の決済手段をカードとする売買契約等を締結してはなりません。

第6条　（売上確定処理）

1. 出店者は、商品等の購入申し込みについてカード会社より売上の承認が得られ、商品等の発送または提供が完了した場合、速やかに当社所定の売上の確定処理（以下「売上確定処理」といいます）を行うものとします。
2. 当社は、売上確定処理がなされた注文総額について、カード会社に対し、当該注文総額の立替払いを請求します。
3. 出店者は、商品等の発送前または提供前に、売上確定処理を行ってはなりません。

第7条　（注文総額の立替払い）

当社は、売上確定処理のなされた注文総額について、当社所定の日で締め、当社所定の期日までに、出店者の指定する金融機関の口座に振り込む方法により立替払いします。ただし、立替払いの方法につき出店者が当社所定の方法と異なる方法を希望し、当社がこれに同意した場合は、当該当社が同意した方法によるものとします。

第8条　（カード関連情報の扱い）

出店者は、カード関連情報の適正管理および情報漏えい防止のため、当社がカード関連情報を出店者に開示しないことを承諾するものとします。

第9条　（カードの不正利用への対応等）

1. **出店者は、自己の責任において、取引の安全性の確保に努め、当社が推奨するカードの不正利用の防止措置を講じる等、カードの不正利用の防止に協力するものとします。**
2. **出店者は、商品等の購入申し込みを行った者が会員本人以外であると疑われる場合、商品等の受領確認を行うことができない等、発送先の住所が不審と思われる場合または商品等の購入申し込みにおけるカードの使用状況が明らかに不審と思われる場合は、通信販売を行わないものとし、直ちにその事実を当社に連絡するものとします。**
3. **当社は、出店者とお客様との取引において、当社所定の調査によりカードの不正利用が発生しているまたはそのおそれがあると判断した場合、出店者に対して商品等の発送または提供を停止することを求めることができるものとし、出店者は当該求めがあった場合、直ちにこれに応じるものとします。**

第10条　（注文総額を立替払いしない場合等）

1. **当社は、出店者が行った通信販売について次の各号の一に該当した場合、出店者に対し注文総額を立替払いしないことができるものとします。**
   (1) **売上承認処理を行わずに通信販売を行った場合**
   (2) **売上確定処理の内容が正当なものでない場合または売上確定処理の内容に不実不備がある場合**
   (3) **商品等の発送日または提供日より 30 日を経過して売上確定処理がなされた場合**
   (4) **第 1 編第 23 条第 1 項のクレームが発生した場合またはそのおそれがあると当社が判断した場合**
   (5) **会員に商品等の引渡しまたは提供がなされていない場合またはそのおそれがあると当社が判断した場合**
   (6) **出店者が第 1 編第 48 条第 2 項各号のいずれかに該当することが判明した場合またはその疑いがあると当社が認めた場合**
   (7) **その他出店者が第 1 編またはカード決済約款等およびカード加盟店規約に違反した場合**
   (8) **会員から、カードを利用していない旨の申し出があった場合または商品等の購入申し込みを行った者が会員本人以外であると疑われる場合**
2. **出店者は、前項各号に定める事項が第 7 条に定める注文総額の立替払いの後に判明した場合、当社が支払った注文総額を当社に対し返還しなければならないものとします。返還にかかる振込手数料等の費用は、出店者が負担するものとします。**
3. **当社は、前項の場合、第 7 条に基づき出店者に立替払いする注文総額その他の出店者に支払うべき金銭から、出店者が当社に返還する金銭相当額を控除することができるものとします。**
4. **当社は、第 1 項各号に該当する疑いがあると当社またはカード会社が認めた場合、自**

らまたはカード会社に対して、当該事項について調査（以下「事実調査」といいます）を行いまたは行わせること、また、事実調査が完了するまで注文総額の立替払いを留保することができるものとします。

5. 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合、注文総額の立替払いを行わないことができるものとします。
   (1) 事実調査の開始より 30 日を経過しても前項の疑いが解消しない場合
   (2) 事実調査の開始から 14 日以内に、事実調査のため当社が出店者に対して行う問い合わせに出店者が対応しない場合
6. 事実調査が開始後 30 日以内に完了し、当社が第 4 項に基づき立替払いを留保している注文総額につき第 1 項各号に該当しないと認めた場合、当社は、出店者に対し当該注文総額を立替払いするものとします。この場合、当社は、遅延損害金を支払う義務を負わないものとします。

第11条　（JDM センターへの共同利用情報の登録等）

1. 出店者および出店者の代表者（以下「出店者ら」といいます）は、別表に定める共同利用の目的のために、当社が、本契約に基づき当社が収集した出店者に関する情報のうち別表に定める共同利用情報に該当する情報（以下「加盟店共同利用情報」といいます）を、一般社団法人日本クレジット協会加盟店情報交換センター（以下「JDM センター」といいます）に登録する場合があること、および別表に定める共同利用者が、加盟店共同利用情報を利用することに同意するものとします。
2. 出店者らは、JDM センターに登録されている別表に定める共同利用情報の開示を請求する場合は、別表に定める JDM センターの問い合わせ先に連絡の上、JDM センター所定の手続に従うものとします。
3. 出店者らは、当社が、本契約終了後も業務上必要な範囲で、関連法令および当社が定める所定の期間、当社が収集した出店者に関する情報を保有し、利用することに同意するものとします。

＜別表＞

共同利用の目的	割賦販売法第 35 条の 20 および第 35 条の 21 に基づき、JDM センターに加盟する者（以下「加盟会員」といいます）における利用者等の保護に欠ける行為に関する情報やその疑いがある行為に関する情報および当該情報に該当するかどうか判断が困難な情報を登録および利用することにより、加盟会員の加盟店契約時または途上の審査の精度向上を図り、悪質加盟店を排除し、クレジット取引の健全な発展と消費者保護に資すること。
共同利用情報	(1) 包括信用購入あっせん取引または個別信用購入あっせん取引における、出店者にかかる苦情処理のために必要な調査の事実および事由 (2) 包括信用購入あっせんまたは個別信用購入あっせんにかかる業務に関し利用者等の保護に欠ける行為をしたことを理由として包括信用購入あっせんまたは個別信用購入あっせんにかかる契約を解除した事実および事由 (3) 利用者等の保護に欠ける行為に該当したまたは該当すると疑われるもしくは該当するかどうか判断できないものにかかる、加盟会員または顧客に不当な損害を与える行為に関する客観的事実に関する情報 (4) 顧客（契約済みの者に限りません）から加盟会員に申し出のあった内容および当該内容のうち、利用者等の保護に欠ける行為および当該行為と疑われる情報ならびに当該行為が行われたかどうか判断することが困難な情報 (5) 行政機関が公表した事実とその内容（特定商取引に関する法律等について違反し、公表された情報等）について、JDM センターが収集した情報 (6) 上記の他、利用者等の保護に欠ける行為に関する情報 (7) 前六号にかかる包括信用購入あっせん関係販売業者または個別信用購入あっせん関係販売業者等の氏名、住所、電話番号および生年月日（法人の場合は、名称、住所、電話番号ならびに代表者の氏名および生年月日）。ただし、第 4 号の情報のうち、当該行為が行われたかどうか判断することが困難な情報については、氏名、住所、電話番号および生年月日（法人の場合は、代表者の氏名および生年月日）を除く
登録される期間	登録日から 5 年を超えない期間
共同利用者	包括信用購入あっせん業者、個別信用購入あっせん業者または立替払取次業者のうち、一般社団法人日本クレジット協会会員であり、かつ加盟会員である者および JDM センター
JDM センターに登録された情報についての問い合わせ先	一般社団法人日本クレジット協会　加盟店情報交換センター 住所：東京都中央区日本橋小網町 14 番 1 号　住生日本橋小網町ビル 電話番号：03-5643-0011 URL：http://www.j-credit.or.jp/association/members_store.html

第 2 款　カード決済補償特約

「カード決済補償特約」（以下「補償特約」といいます）は、カード決済サービスの利用により注文総額が決済された場合に、出店者に対して適用される特約であり、カードの不正利用によって発生した出店者の損失の負担に関する条件を定めるものです。補償特約に定めのない語句および用語は、第 1 編、第 2 編ストア決済約款およびカード決済約款の定めに従うものとします。

第1条　（カードの不正利用における損失補償）

出店者は、カード決済サービスを利用するにあたり、第三者によるカードの不正利用によって損失を被った場合、補償特約に定める範囲内で当社が当該出店者に生じた損失を負担します。

第2条　（損失の負担）

1. 第三者によるカードの不正利用が発生した出店者とお客様の間の取引が次の各号のすべてに該当した場合、第 4 項に定める上限の範囲内で、カード決済約款第 10 条に基づき出店者が負担する損失を当社が負担します。
   (1) 第三者によるカードの不正利用が発生した取引が、カード決済サービスを利用した取引であること
   (2) カード決済約款第 10 条に該当し、カード会社より注文総額の支払拒絶または返還請求を受けた取引であること
2. 当社は、カード決済約款第 7 条に基づき出店者に支払う注文総額が前項第 1 号および第 2 号に該当する取引（以下「補償対象取引」といいます）にかかる注文総額であっても、カード決済約款第 7 条に基づき出店者に対して当該注文総額を支払うものとし、当該注文総額が既に出店者に支払済みの場合は、カード決済約款第 10 条に基づく返還請求を行いません。
3. 当社は、補償対象取引にかかる注文総額を当社が出店者に支払う場合、遅延損害金を支払う義務を負わないものとします。
4. 当社が負担する損失額の上限は、出店者のアカウントあたり、当社が補償対象取引の損失を負担することを決定した日を基準に当月内で金 50 万円とします。
5. 出店者は、当月においてカードの不正利用により出店者に発生した損失が前項に定める損失額の上限を超過した場合、当該の超過した損失を負担するものとします。

第3条　（損失を負担しない場合）

1. 当社は、次の各号のいずれかの事項に該当する場合は、前条に基づく損失の負担を行わないものとします。
   (1) 当社が要請したにもかかわらず、出店者が、当社が提供するカード認証項目の追加設定などの不正利用防止措置を実施しなかった場合
   (2) カードの不正利用の疑いがある取引について当社またはカード会社を含む指定決済会社が調査または報告を求めたにもかかわらず、出店者が、これに協力しなかった場合

(3) 当社がカード決済約款第 9 条第 3 項に基づき出店者に商品等の発送または提供の停止を求めたにもかかわらず、出店者が、商品等の発送または提供を行った場合
(4) 出店者が、商品等の通信販売に際して取引通念上要請される注意義務を怠った場合
(5) カード会社による注文総額の支払拒絶または返還請求の原因が、第三者によるカードの不正利用ではなく、出店者とお客様との売買契約等の無効、取消し、解除、その他紛議による場合
(6) 補償対象取引のお客様が、出店者の役員、従業員またはこれらの者の親族である場合
(7) 出店者が、当社に対する支払債務の履行を遅延している場合
(8) 出店者らが、補償対象取引についてお客様またはその関係者、保険会社等から損害の賠償（一部の賠償か全部の賠償であるかを問いません）を受けている場合（損害賠償の予定が決まっている場合も含みます）
(9) 出店者が、第 1 編第 48 条第 1 項または第 2 項に定める解除事由に該当する場合
(10) 出店者が、第 1 編、ストア決済約款またはカード決済約款に違反した場合
(11) 第 1 編第 44 条第 1 項に定める当社の責に帰することのできない事由が生じた場合
(12) 前十一号に掲げる事項に該当しない場合であっても、当社がこれらに準じる事由が認められると判断した場合または当社が損失を負担の対象外とすることが相当であると判断した場合

2. 当社は、補償対象取引において、商品等が注文情報と異なる住所に発送された場合、補償特約に基づく損失の負担を行わないことができるものとします。

第4条　（適用）
補償特約は、出店者が 2013 年 7 月 1 日（午前 0 時）以降にカード決済サービスを利用して注文を受け付けた取引について適用されます。

第 3 章　決済事務代行サービス
第 1 款　決済事務代行サービス利用約款

「決済事務代行サービス利用約款」（以下「決済代行約款」といいます）は、当社がストア決済サービスの一として提供する第 2 条第 1 項に定める決済事務代行サービスを利用した代金決済取引すべてに適用されます。なお、決済代行約款において第 1 編または第 2 編第 1 章と異なる定めがある場合、決済代行約款の定めが優先されるものとし、決済代行約款に定めのない語句および用語の定義は、第 1 編または第 2 編第 1 章の定めに従うものとします。

第1条　（用語の定義）
決済代行約款に使用する用語のうち、「代金決済手段」とは、指定決済会社が提供する、第 2 条第 1 項に定める決済事務代行サービスにおいて取り扱う決済手段であって、次の各号に定めるものの総称をいいます。

(1) 「Suica 電子マネー」：東日本旅客鉄道株式会社（以下「JR 東日本」といいます）または JR 東日本と提携する第三者が対価を得て発行する前払式支払手段
(2) 「コンビニエンスストア支払い」：当社が別途指定するコンビニエンスストアにおける決済
(3) 「ペイジー決済」：日本マルチペイメントネットワーク推進協議会が運営する「マルチペイメントネットワーク」に加盟する金融機関の ATM およびネットバンキングによる決済
(4) 「キャリア決済」：当社が指定する第一種電気通信事業者が提供する決済手段
(5) その他当社が指定する決済手段

第2条　（決済事務代行サービス）

1. 当社は、出店者に対して、注文総額の決済を代金決済手段によって行うため、次の各号に定めるサービス（以下「決済事務代行サービス」といいます）を提供します。
   (1) 注文総額の代理受領
   (2) 注文総額の決済に必要な所定のデータの指定決済会社への伝送
   (3) 前二号に付随または関連するサービス
2. 出店者は、当社に対し、決済事務代行サービスを提供するための代理権限を付与するものとします。

第3条　（注文総額の代理受領）

1. 当社は、お客様が代金決済手段により注文総額の支払を行った場合、前条第 2 項の代理権限に基づき、出店者に代わって代金決済手段を提供する指定決済会社から注文総額を受領します。
2. 当社は、前項に従い指定決済会社から受領した注文総額を、当社所定の期日で締め、当社所定の期日までに、出店者の指定する金融機関の口座に振り込む方法により支払うものとします。支払に要する振込手数料等の費用は当社が負担します。ただし、出店者がこれと異なる支払方法を希望し、当社がこれに同意した場合は、当該当社が同意した支払方法によるものとします。
3. 決済事務代行サービスは出店者に代わり注文総額を受領するサービスであり、当社は、理由のいかんを問わず、当社所定の期日内にお客様が注文総額の全部を支払わない場合または指定決済会社が当社に注文総額を支払わない場合、出店者に対して注文総額の支払義務を負うものではなく、また、お客様への請求、督促、請求書または領収書の発行等は行いません。

第4条　（その他）

出店者は、指定決済会社が収入印紙を貼付した領収書をお客様に交付した場合、当該収入印紙相当額を負担するものとします。

第 2 款　Suica 利用特約

「Suica 利用特約」（以下「Suica 特約」といいます）は、出店者が、当社を通じて、Suica 電子マネーを利用して注文総額を決済する場合に、決済代行約款に追加して適用されます。なお、Suica 特約において第 1 編、第 2 編第 1 章または決済代行約款と異なる定めがある場合、Suica 特約の定めが優先されるものとし、Suica 特約に定めのない語句または用語の定義は、第 1 編、第 2 編第 1 章または決済代行約款の定めに従うものとします。

第1条　（用語の定義）

1. 「Suica 会員」とは、お客様のうち、JR 東日本が定める「モバイル Suica 会員規約」（http://www.jreast.co.jp/mobilesuica/kiyaku/member2.html 参照）に同意し、Suica 電子マネーを利用する方をいいます。
2. 「移転」とは、ネットワーク等を媒介することにより、Suica 会員の保有する一定額の Suica 電子マネーを引き去り、JR 東日本の電子計算機に同額の Suica 電子マネーが積み増しされることをいいます。

第2条　（Suica 決済に関する定め）

1. 出店者は、Suica 電子マネーを利用して注文総額を決済する場合、JR 東日本が定めるモバイル Suica 会員規約の内容を承認の上、これを行うものとします。
2. Suica 電子マネーによる注文総額の支払においては、JR 東日本による、Suica 会員が利用した注文総額相当額の Suica 電子マネーの移転が完了したときに、Suica 会員の出店者に対する注文総額の支払債務が消滅するものとします。

第 3 款　ドコモケータイ払い決済事務代行サービス特約

ドコモケータイ払い決済事務代行サービス特約（以下「ドコモ特約」といいます）は、出店者が、当社を通じて、キャリア決済のうち株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ（以下「ドコモ」といいます）が提供するケータイ払い決済サービスを利用して注文総額の決済をする場合に、第 1 編、第 2 編第 1 章または決済代行約款に追加して適用されます。なお、ドコモ特約において第 1 編、第 2 編第 1 章または決済代行約款と異なる定めがある場合、ドコモ特約の定めが優先されるものとし、ドコモ特約に定めのない語句または用語は、第 1 編、第 2 編第 1 章または決済代行約款の定めに従うものとします。

第1条　（用語の定義）

1. 「ケータイ払い決済サービス」とは、ドコモが提供する決済サービスであり、ドコモが出店者に対し、お客様が出店者に支払う注文総額を立替払いし、当該ドコモが立替払いした注文総額を、お客様に携帯電話料金等とともに請求するなどして決済するものをいいます。
2. 「ケータイ払い決済事務代行サービス」とは、当社が提供するサービスであり、出店者が当社を介してケータイ払い決済サービスを利用する場合において、当社がドコモ特約に基づき、出店者のために、ケータイ払い決済サービスの契約申し込み、届け出、売上処理にかかるデータの送信、ドコモが立替払いする注文総額の受領その他の事務

を代行するものをいいます。

第2条　（ケータイ払い決済サービス）

1. 出店者が当社を介してケータイ払い決済サービスを利用することを希望する場合、出店者は、当社所定の方法により、当社に対して、ケータイ払い決済サービスの利用を希望する旨を申し出るものとします。
2. 当社は、前項の申し出を受領後、速やかに、出店者に代わって、ケータイ払い決済サービスの契約申し込み手続を行うものとし、当社とドコモが合意した方法に基づきなされる出店者審査を通過した時をもって、出店者とドコモとの間にケータイ払い決済サービスの利用に関する契約（以下「ケータイ払い決済サービス契約」といいます）が成立するものとします。
3. 当社は、前項所定の審査を通過後、速やかに出店者に対し、ケータイ払い決済サービスの利用が可能となった旨を通知するものとします。
4. 出店者は、ドコモが定めるケータイ払い決済サービス加盟店規約（http://i.yimg.jp/images/biz_ec/pdf/provision/settlement_docomo.pdf 参照）の内容を承諾の上、第 1 項の申し出を行うものとします。ただし、ケータイ払い決済サービス加盟店規約とドコモ特約の内容とが矛盾する場合は、ドコモ特約が優先される旨を、出店者は了承するものとします。
5. 出店者は、ケータイ払い決済サービス契約の解約を申し入れる場合、当社を介してその解約を申し入れるものとし、当社は当該申し入れを受けたときには、速やかに、当該出店者のために解約の手続を行うものとします。

第3条　（ケータイ払い決済サービスにかかる事務の代行）

1. 出店者がケータイ払い決済サービスの利用を希望する場合、出店者の事務処理等の負担を軽減するため、当社は、出店者に対し、ドコモ特約に基づき、ケータイ払い決済事務代行サービスを提供するものとします。
2. 出店者は、ケータイ払い決済事務代行サービスの対価として、当社に対して別途定める個別手数料を支払うものとします。

第4条　（当社に対する代理権の付与）

1. 前条の目的を達成するため、出店者は、ケータイ払い決済サービスの契約申し込み、解約申し入れ、届け出、売上処理にかかるデータの送信、ドコモが立替払いする注文総額の受領その他のケータイ払い決済サービスにかかる事務を行うための包括的な代理権を当社に対して付与するものとします。
2. 出店者による前項の代理権の付与は、ドコモと出店者との間のケータイ払い決済サービス契約の有効期間中は、撤回できないものとします。
3. 前項の規定にかかわらず、ドコモと出店者との間のケータイ払い決済サービス契約が終了した後においても、ケータイ払い決済サービスの既利用分の出店者の事務処理等に必要な範囲で、第 1 項の代理権は存続するものとします。

第5条　（注文総額の立替払い）

1. 出店者が、ケータイ払い決済サービスを用いる場合、ケータイ払い決済サービス加盟店規約に従い、ドコモが、お客様が出店者に支払うべき注文総額を立替払いします。
2. ドコモが出店者に立替払いをすべき金銭については、ケータイ払い決済サービス加盟店規約の定めにかかわらず、ドコモは当社に対して支払を行うものとします。

第6条　（ケータイ払い決済サービス加盟店規約の順守等）

1. 出店者は、ケータイ払い決済サービス加盟店規約に定められた内容を順守するものとします。
2. 前項の規定にかかわらず、出店者は、ケータイ払い決済サービスについて、届け出その他の手続を行い、または問い合わせを行う場合は、当社所定の方法により、当社を介してこれらを行うものとします。

第7条　（個人情報・営業秘密）

1. 出店者は、次の事項につき、当社が、ドコモに対して、通知することをあらかじめ承諾するものとします。
   (1) 出店者の商号・名称・所在地
   (2) 出店者またはその代表者の氏名・住所
   (3) その他、ケータイ払い決済サービス加盟店規約に基づき、届け出が義務づけられている事項または書面その他の方法により通知すべきとされる事項
2. 出店者は、ドコモが売上処理にかかるデータの全部または一部を集計または分析し、新サービスの展開、検討等に活用することをあらかじめ承諾するものとします。

第 4 款　au かんたん決済事務代行サービス特約

au かんたん決済事務代行サービス特約（以下「au 特約」といいます）は、出店者が、当社を通じて、キャリア決済のうち KDDI 株式会社および沖縄セルラー電話株式会社（以下「KDDI」といいます）が提供する au かんたん決済を利用して注文総額の決済をする場合に、第 1 編、第 2 編第 1 章または決済代行約款に追加して適用されます。なお、au 特約において第 1 編、第 2 編第 1 章または決済代行約款と異なる定めがある場合、au 特約の定めが優先されるものとし、au 特約に定めのない語句および用語の定義は、第 1 編、第 2 編第 1 章または決済代行約款の定めに従うものとします。

第1条　（用語の定義）

1. 「au かんたん決済」とは、KDDI が提供する携帯キャリア決済サービスであり、KDDI、その提携する特定 MVNO 事業者または株式会社ジュピターテレコムもしくはそのグループ会社（以下総称して「KDDI 等」といいます）が、出店者から、注文総額にかかる債権を譲り受け、その注文総額を、携帯電話料金等とともに請求するなどして決済するものをいいます。
2. 「au かんたん決済事務代行サービス」とは、当社が提供するサービスであり、出店者が当社を介して au かんたん決済を利用する場合において、当社が au 特約に基づき、

出店者のために、au かんたん決済の利用申し込み、届け出、売上処理にかかるデータの送信、債権譲渡の対価の受領その他の au かんたん決済にかかる事務を代行するものをいいます。

第2条　（au かんたん決済）

1. 出店者が当社を介して au かんたん決済を利用することを希望する場合、出店者は、当社所定の方法により、当社に対して、au かんたん決済の利用を希望する旨を申し出るものとします。
2. 当社は、前項の申し出を受領後、速やかに、出店者に代わって au かんたん決済の利用申し込み手続を行うものとし、当社と KDDI が合意した方法に基づきなされる出店者審査を通過した時をもって、出店者と KDDI との間に au かんたん決済の利用にかかる契約（以下「au かんたん決済サービス契約」といいます）が成立するものとします。
3. 当社は、前項所定の審査を通過後、速やかに出店者に対し、au かんたん決済の利用が可能となった旨を通知するものとします。
4. 出店者は、KDDI が定める au かんたん決済を利用するコンテンツ等の提供に関するガイドライン（以下「KDDI ガイドライン」といいます。http://i.yimg.jp/images/biz_ec/pdf/provision/settlement_au.pdf 参照）の内容を承諾の上、第 1 項の申し出を行うものとします。ただし、KDDI ガイドラインの内容と au 特約の内容とが矛盾する場合は、au 特約が優先する旨を、出店者は了承するものとします。
5. 出店者は、au かんたん決済サービス契約の解約を申し入れる場合、当社を介してその解約を申し入れるものとし、当社は、当該申し入れを受けた場合には、速やかに、KDDI に対して、当該出店者のために解約の手続を行うものとします。

第3条　（au かんたん決済にかかる事務の代行）

出店者が au かんたん決済の利用を希望する場合、出店者の事務処理等の負担を軽減するため、当社は、出店者に対し、au 特約に基づき、au かんたん決済事務代行サービスを提供するものとします。

第4条　（当社に対する代理権の付与）

1. 前条の目的を達成するため、出店者は、au かんたん決済の利用申し込み、解約申し入れ、届け出、売上処理にかかるデータの送信、債権譲渡の対価の受領その他の au かんたん決済にかかる事務を行うための包括的な代理権を当社に対して付与するものとします。
2. 出店者による前項の代理権の付与は、出店者と KDDI との au かんたん決済サービス契約の有効期間中は、撤回できないものとします。
3. 前項の規定にかかわらず、KDDI と出店者との間の au かんたん決済サービス契約が終了した後においても、au かんたん決済の既利用分の出店者の事務処理等に必要な範囲で、代理権は存続するものとします。

第5条　（債権譲渡）

出店者が、au かんたん決済を用いる場合、当該出店者の債権は、KDDI 等に譲渡（以下「本

債権譲渡」といいます）されるものとします。また、お客様が KDDI 等の携帯電話料金等をクレジットカード決済により KDDI 等に支払っている場合には、本債権譲渡により KDDI 等に譲渡された注文総額の債権が、KDDI 等を介して当該クレジットカード決済において利用されるクレジットカード会社にさらに債権譲渡されるものとします。

第6条　（au かんたん決済利用上の注意点）

1. 出店者は、KDDI ガイドラインに定められた内容を順守するものとします。
2. 出店者は、KDDI 等がお客様に対し既に請求済みの注文総額の全部または一部を、当該お客様に返還する必要が生じた場合、当該注文総額にかかる本債権譲渡の実施日の属する月の末日から 2 カ月間に限り、KDDI 等に対し、KDDI の別途定める方法により、かかるお客様へ注文総額を返還すること（以下「返還代行」といいます）を要求できるものとします。ただし、返還代行による注文総額の返還についてお客様から異議、苦情等が申し立てられた場合、その他 KDDI 等が返還代行を行うことが不適当と判断した場合、KDDI 等は返還代行を取りやめることができるものとします。
3. 出店者は、返還代行を利用することを希望する場合、当社所定の方法により、当社に対して、返還代行の利用を希望する旨を申し出るものとし、当社は、かかる申し出を受領後、速やかに、出店者に代わって返還代行の利用のための申請を KDDI に対し行うものとします。
4. KDDI は、第 2 編第 1 章第 9 条第 1 項に定める事由に加え、次の事由に該当する注文総額については、本債権譲渡の譲受に応じないものとします。かかる注文総額の取扱いについては、第 2 編第 1 章第 9 条が準用されるものとします。
   (1) au 特約第 2 条第 2 項に定める利用申し込みの内容に虚偽が含まれている場合、虚偽が含まれているおそれがある場合、その他利用申し込みに不備がある場合
   (2) 出店者が、過去または現に KDDI ガイドラインに違反している場合またはそのおそれがある場合
   (3) 出店者が暴力団をはじめとする反社会勢力との間で資本関係、取引関係その他の関係を持ったと KDDI が判断した場合
   (4) お客様から自己の利用によるものでない旨の申告が KDDI 等に対してなされ、かつ、KDDI 等がその申告に合理性を認めた場合
   (5) お客様が、KDDI 等の携帯電話料金等をクレジットカード決済により KDDI 等に支払っている場合であって、クレジットカード会社が注文総額の債権の譲受を承諾しないときまたは譲渡された債権の買戻しの請求がクレジットカード会社から KDDI 等に対してあったとき
   (6) 前各号の他、出店者による au かんたん決済の利用が不適当であると KDDI が判断するにつき相当の理由がある場合
   (7) 次項各号のいずれかに該当する場合
5. KDDI は、出店者に次の各号のいずれかの事由が生じた場合、直ちに当該出店者との間の au かんたん決済サービス契約の全部または一部を解除することができるものとします。かかる場合における注文総額の支払については、第 2 編第 1 章第 9 条が準用されるものとします。
   (1) 前項第 1 号から第 6 号のいずれかの事由が生じ、相当の期間を定めて是正を催告

したにもかかわらず、当該事由が解消、改善等なされなかった場合
(2) 運用上または技術上の理由により出店者に対する au かんたん決済の全部または一部の継続的な提供が困難になり、合理的な期間内に復旧する見込みがないと KDDI が判断する場合
(3) 出店者に KDDI ガイドラインに関する重大な違反があり、KDDI が au かんたん決済の提供を不適切と判断する場合
(4) 出店者が提供する商品等に関する苦情が多発した場合
(5) KDDI 等が出店者から譲り受ける注文総額の債権にかかる KDDI 等とお客様との間の回収率が、KDDI が当社を通じて別途通知した条件を下回った場合
(6) 出店者と当社との間の本契約が終了した場合

第7条　（個人情報・営業秘密等）

1. 出店者は、次の事項につき、当社が KDDI 等に対して通知することをあらかじめ承諾するものとします。
   (1) 出店者の商号・名称・所在地
   (2) 出店者またはその代表者の氏名
   (3) 前各号の他、別途 KDDI および当社で定めたところに基づき、出店者が KDDI に対して届け出を義務づけられている事項または書面その他の方法により通知すべき事項
2. 出店者は、KDDI 等が売上処理にかかるデータの全部または一部を集計または分析し、新サービスの展開、検討等に活用することをあらかじめ承諾するものとします。

第 5 款　ソフトバンクまとめて支払い決済事務代行サービス特約

ソフトバンクまとめて支払い決済事務代行サービス特約（以下「SBM 特約」といいます）は、出店者が、当社を通じて、キャリア決済のうちソフトバンクモバイル株式会社（以下「SBM」といいます）およびソフトバンク・ペイメント・サービス株式会社（以下「SBPS」といいます）の提供するソフトバンクまとめて支払いを利用して注文総額の決済をする場合に、第 1 編、第 2 編第 1 章または決済代行約款に追加して適用されます。なお、SBM 特約において第 1 編、第 2 編第 1 章または決済代行約款と異なる定めがある場合、SBM 特約の定めが優先されるものとし、SBM 特約に定めのない語句および用語の定義は、第 1 編、第 2 編第 1 章または決済代行約款の定めに従うものとします。

第1条　（用語の定義）

1. 「ソフトバンクまとめて支払い」とは、SBM および SBPS が提供する決済サービスであり、SBM の携帯電話料金等の支払手段として登録している決済手段によって決済するものをいいます。
2. 「ソフトバンクまとめて支払い決済事務代行サービス」とは、当社が提供するサービスであり、出店者が当社を介してソフトバンクまとめて支払いを利用する場合において、当社が SBM 特約に基づき、出店者のために、ソフトバンクまとめて支払いの契約

申し込み、届け出、売上処理にかかるデータの送信、債権譲渡の対価の受領その他の事務を代行するものをいいます。

第2条　（ソフトバンクまとめて支払い）

1. 出店者が当社を介してソフトバンクまとめて支払いを利用することを希望する場合、出店者は、当社所定の方法により、当社に対して、ソフトバンクまとめて支払いの利用を希望する旨を申し出るものとします。
2. 当社は、前項の申し出を受領後、速やかに、出店者に代わって、ソフトバンクまとめて支払いの契約申し込み手続を行うものとし、当社と SBM、SBPS が合意した方法に基づきなされる出店者審査を通過し、SBM、SBPS が出店者に対しソフトバンクまとめて支払いを利用可能とした時をもって、出店者と SBM、SBPS との間にソフトバンクまとめて支払いの利用にかかる契約（以下「ソフトバンクまとめて支払い契約」といいます）が成立するものとします。
3. 当社は、前項所定の審査を通過後、速やかに出店者に対し、ソフトバンクまとめて支払いの利用が可能となった旨を通知するものとします。
4. 出店者は、SBM、SBPS が定めるソフトバンクまとめて支払い加盟店規約、ガイドラインおよび仕様書等（以下「ソフトバンクまとめて支払い加盟店規約等」といいます。http://i.yimg.jp/images/biz_ec/pdf/provision/settlement_softbank.pdf 参照）の内容を承諾の上、第 1 項の申し出を行うものとします。ただし、ソフトバンクまとめて支払い加盟店規約等と SBM 特約の内容とが矛盾する場合は、SBM 特約が優先されます。
5. 出店者は、ソフトバンクまとめて支払い契約の解約を申し入れる場合、当社を介してその解約を申し入れるものとし、当社は当該申し入れを受けたときには、速やかに、当該出店者のために解約の手続を行うものとします。

第3条　（ソフトバンクまとめて支払いにかかる事務の代行）

1. 出店者がソフトバンクまとめて支払いの利用を希望する場合、出店者の事務処理等の負担を軽減するため、当社は、出店者に対し、SBM 特約に基づき、ソフトバンクまとめて支払い決済事務代行サービスを提供するものとします。
2. 出店者は、ソフトバンクまとめて支払い決済事務代行サービスの対価として、当社に対して別途定める個別手数料を支払うものとします。

第4条　（当社に対する代理権の付与）

1. 前条第 1 項の目的を達成するため、出店者は、ソフトバンクまとめて支払いの契約申し込み、解約申し入れ、届け出、売上処理にかかるデータの送信、債権譲渡の対価の受領その他のソフトバンクまとめて支払いにかかる事務を行うための包括的な代理権を当社に対して付与するものとします。
2. 出店者による前項の代理権の付与は、SBM、SBPS と出店者との間のソフトバンクまとめて支払い契約の有効期間中は、撤回できないものとします。
3. 前項の規定にかかわらず、SBM、SBPS と出店者との間のソフトバンクまとめて支払い契約が終了した後においても、ソフトバンクまとめて支払いの既利用分の出店者の事務処理等に必要な範囲で、第 1 項の代理権は存続するものとします。

第5条　（債権譲渡）

1. **出店者が、ソフトバンクまとめて支払いを用いる場合、当該出店者の債権は、ソフトバンクまとめて支払い加盟店規約等に従い、SBPS に譲渡されるものとします。**
2. **SBPS が出店者に支払うべき金銭については、ソフトバンクまとめて支払い加盟店規約等の定めにかかわらず、SBPS は当社に対して支払を行うものとします。**

第6条　（ソフトバンクまとめて支払い加盟店規約等の順守等）

1. **出店者は、ソフトバンクまとめて支払い加盟店規約等に定められた内容を順守するものとします。**
2. **前項の規定にかかわらず、出店者は、ソフトバンクまとめて支払いについて、届け出その他の手続を行い、または問い合わせを行う場合は、当社所定の方法により、当社を介してこれらを行うものとします。**

第7条　（個人情報・営業秘密）

1. **出店者は、次の事項につき、当社が、SBM および SBPS に対して、通知することをあらかじめ承諾するものとします。**
   (1) **出店者の商号・名称・所在地**
   (2) **出店者またはその代表者の氏名・住所**
   (3) **その他、ソフトバンクまとめて支払い加盟店規約等に基づき、届け出が義務づけられている事項または書面その他の方法により通知すべきとされる事項**
2. **出店者は、SBM および SBPS が売上処理にかかるデータの全部または一部を集計または分析し、新サービスの展開、検討等に活用することをあらかじめ承諾するものとします。**

第 4 章　Yahoo!ショッピングあんしん取引の利用に関する特約

「Yahoo!ショッピングあんしん取引」とは、ストア決済サービスのうち、本サービスの利用にあたりその利用を必須として当社が別途指定する出店者に提供するサービスです。当該出店者は本サービスの利用にあたり Yahoo!ショッピングあんしん取引を利用しなければならず、第 2 編第 1 章から第 3 章までに規定するストア決済サービスは利用できません。なお、本特約に第 1 編と異なる定めがある場合、本特約の定めが優先して適用されます。本特約に定めのない事項および用語の意味は、第 1 編の定めに従うものとします。

第1条　（当社の提供する Yahoo!ショッピングあんしん取引）

1. **Yahoo!ショッピングあんしん取引では、次に掲げる方法により注文総額の決済をすることができます。**
   (1) **クレジットカードを用いる方法**
   (2) **ポイントを用いる方法**
2. **当社は、Yahoo!ショッピングあんしん取引を利用する出店者には販売できない商品等を指定します。詳細はガイドライン等をご確認ください。**

第2条　（Yahoo!ショッピングあんしん取引利用の対価）

出店者は、当社に対して、当社が別途指定する Yahoo!ショッピングあんしん取引の利用にかかる手数料（以下「決済手数料」といいます）を当社の指定する方法で当社の指定する期日までに支払うものとします。

第3条　（受取口座の登録）

1. **出店者は、商品等を出品する時までに、注文総額を受領するための金融機関の口座（以下「受取口座」といいます）を Yahoo!ウォレットに登録するものとします。**
2. **出店者は、当社に登録した受取口座に関する情報やその他 Yahoo!ショッピングあんしん取引の利用に関して登録した情報または当社に通知した情報に変更が生じた場合、速やかに当社所定の手続きを行い、最新の正しい情報を登録または通知するものとします。**
3. **当社は、出店者が当社に登録または通知した情報に誤りがあること、変更の手続きが遅れたこと等に起因して、Yahoo!ショッピングあんしん取引による支払いが行えないなど出店者に不利益が生じたり、本サービスが利用できなかったり、お客様と出店者の間にトラブルが生じたとしても一切の責任を負いません。**

第4条　（注文総額の支払）

1. **当社は、次のいずれかに該当する場合に、注文総額を当社所定の期日に、受取口座に振り込む方法により出店者に支払います。**
   (1) **お客様が注文手続きを完了した後、お客様から出店者に対し、当社所定の方法による商品等を受け取った旨の通知（以下「受取通知」といいます）があった場合**
   (2) **お客様が注文手続きを完了した後、注文手続きが完了した日の翌日から起算して 14 日が経過してもお客様からの受取通知がない場合**
2. **前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合、当社は注文総額の支払を留保することができます。**
   (1) **当社が、お客様から、Yahoo!ショッピングガイドライン「決済システムに関する利用条件」に定める支払留保申請（以下「支払留保申請」といいます）を受けた場合**
   (2) **当社が、お客様に商品等が届いていない等注文総額の支払いを留保することが相当であると判断した場合**
   (3) **当社が、出店者が本利用約款に違反したもしくは違反するおそれがあると判断した場合またはお客様が Yahoo! JAPAN 利用規約に違反したもしくは違反するおそれがあると判断した場合**

第5条　（支払留保申請を受けた注文総額の支払）

1. **当社は、お客様から支払留保申請を受けた場合でも、次のいずれかに該当する場合には、支払留保申請を受けた注文総額を、当社所定の期日に受取口座に振り込む方法にて販売者に支払います。**
   (1) **最初の支払留保申請を受け付けた日の翌日から起算して 14 日が経過した場合**

(2) お客様から商品等の受取通知があった場合

2. 前項の規定にかかわらず、当社は、第 4 条第 2 項第 2 号または第 3 号のいずれかに該当する場合、注文総額の支払を留保することができます。

第6条　（出店者の順守事項）

出店者は、次に掲げる事項を行わないものとします。

(1) 当社が別途認めた場合を除き、Yahoo!ショッピングあんしん取引を用いずにお客様へ注文総額の請求を行うこと
(2) 注文総額以外の金銭の支払をお客様に請求すること
(3) Yahoo!ショッピングあんしん取引の決済方法を提供、運営するカード会社（提携する第三者を含み、以下「カード会社」といいます）またはポイントにかかわる提携先（以下、カード会社とあわせて「カード会社等」といいます）の信用またはイメージを毀損すること
(4) Yahoo!ショッピングあんしん取引を、換金を目的とした行為、当該行為をお客様をして行わせる行為またはこれらの行為を助長する行為のために利用すること
(5) 前各号のほか、当社またはカード会社等が Yahoo!ショッピングあんしん取引の利用方法として不適切な行為と認める行為を行うこと

第7条　（注文総額の支払を行わない場合）

1. 当社は、次のいずれかの場合、出店者に対して注文総額を支払わないことができます。
   (1) 出店者が本利用約款に違反するもしくは違反するおそれがあると当社が判断した場合またはお客様が Yahoo! JAPAN 利用規約に違反するもしくは違反するおそれがあると当社が判断した場合
   (2) お客様が第三者のクレジットカードを用いた、またはそのおそれがあると当社が判断した場合
   (3) カード会社から当社に対して注文総額が支払われない、またはそのおそれがあると当社が判断した場合
   (4) その他お客様に商品等が届いていない等支払を行うことが相当でないと当社が合理的に判断した場合
2. 出店者は、前項の場合において、当社が既に出店者に注文総額を支払っていた場合、当社に対し、当該注文総額を直ちに返還するものとします。
3. 出店者は、当社が出店者に対して第 1 項に基づき注文総額を支払わない場合または前項に基づき当社に対して注文総額を返還した場合で、かつ、お客様に対して注文総額を請求する正当な事由がある場合、Yahoo!ショッピングあんしん取引を用いずにお客様へ注文総額の請求を行うことができるものとします。

第8条　（注文のキャンセル）

1. 出店者は、出店者およびお客様との間で売買契約等が成立しない場合または成立した売買契約等を解除する正当な事由がある場合に限り、当社の提供するシステムにより注文をキャンセル（以下「キャンセル処理」といいます）できます。
2. 出店者がキャンセル処理をした場合、決済手数料およびストア負担額を支払う義務は

発生しません。

3. 次のいずれかに該当する場合、出店者は、第 1 項の定めにかかわらず、キャンセル処理を行うことはできません。
   (1) 出店者が、お客様に対して、当社所定の方法により商品等を発送した旨の通知を行った場合
   (2) お客様の注文手続き完了日の翌日から起算して 14 日を経過した場合

第9条　（注文総額のお客様への返還）

当社は、第 7 条第 1 項各号のいずれかに該当する場合、お客様から注文総額を受領しているときは、注文総額をお客様に返還します。

第10条　（注文総額の支払と返還義務の免責）

当社は、お客様が第三者のクレジットカードを用いた、またはそのおそれがあると当社が判断した売買契約等（以下「対象取引」という）について、当社の任意の判断により、第 7 条第 1 項第 2 号および第 7 条第 2 項の定めにかかわらず、対象取引の注文総額の全部または一部を出店者に支払い、または、当社が既に対象取引の注文総額を支払っていた場合でも出店者にその全部または一部の返還を請求しないことができるものとします。

第11条　（カード会社に関する特別規定）

1. 出店者は、本特約の定めに加え、次の各号に掲げるカード会社が出店者のカード決済を認めた場合は、当該各号に定める当該カード会社の加盟店規約（以下「カード加盟店規約」といいます）が適用されるものとし、出店者は、カード加盟店規約を順守しなければならないものとします。
   (1) 株式会社ジェーシービー
   http://www.jcb.co.jp/kiyaku/tsuhan_ko_tokuyaku.html
   http://www.jcb.co.jp/kiyaku/tsuhan_tokuyaku.html
   (2) アメリカン・エキスプレス・インターナショナル・インコーポレイテッド
   http://americanexpress.co.jp/merchantskiyaku
2. 出店者は、前項に基づくカード会社に対する申し込み、カード加盟店規約において出店者が行うべき業務その他の事項の代行に必要な権限を当社に付与するものとします。また、出店者は、カード加盟店規約を順守するものとし、カード加盟店規約に違反した場合、本特約に違反したものとします。

第12条　（当社との契約関係）

1. 売買契約等の解除または取消し等がなされ、出店者およびお客様間において注文総額の返還等の必要が生じたとしても、当社は一切の責任を負わないものとし、当該注文総額の返還等は出店者およびお客様間において行うものとします。
2. 出店者が当社に対して決済手数料およびストア負担額を支払済みの場合、売買契約等の解除または取消し等がなされたとしても、当社は決済手数料およびストア負担額を出店者に返金しません。

第13条　（カード会社等の商号、サービスマーク、ロゴ等の使用）

出店者は、Yahoo!ショッピングあんしん取引の利用において当社およびカード会社等が承諾する範囲内かつ当社所定の方法で、カード会社等の商号、サービスマーク、ロゴ等を使用することができるものとします。

第14条　（Yahoo!ショッピングあんしん取引の停止等）

1. **当社は、カード会社等のシステムの定期点検、保守等のやむを得ない事情により、Yahoo!ショッピングあんしん取引の提供の全部または一部を中止または停止する場合があります。この場合、当社は、緊急を要する場合を除き、Yahoo!ショッピングのウェブサイトへの掲載、登録されたメールアドレスへのメール等の当社所定の方法により出店者に対し事前にその旨を通知します。**
2. **当社は、次の各号の一に該当する場合、出店者に何らの通知することなく Yahoo!ショッピングあんしん取引の全部または一部を中止または停止することができるものとします。この場合、当社は事後速やかに出店者に対しその旨を通知します。**
   (1) **Yahoo!ショッピングあんしん取引の不正利用防止などのため、中止または停止する必要があると当社が判断した場合**
   (2) **カード会社等のシステムが中止または停止したことにより、当社が Yahoo!ショッピングあんしん取引を提供することができない場合**
   (3) **出店者またはお客様が Yahoo! JAPAN 利用規約に違反する、または違反するおそれがあると当社が判断した場合**
3. **前二項のいずれかに該当して Yahoo!ショッピングあんしん取引を使用することができないことにより出店者に損害が生じた場合においても、当社は責任を負わないものとします。**

第15条　（不正利用防止の協力）

1. **当社は、Yahoo!ショッピングあんしん取引に関して不正利用の疑義が生じた場合、出店者に連絡し、不正利用の調査への協力を依頼する場合があります。出店者は、不正利用の有無を確認するために必要な範囲で不正利用に関する調査を当社が行うことにあらかじめ同意し、また、不正利用の調査に必要な取引にかかる契約条件、注文総額の支払に関する事項およびお客様の情報を当社所定の方法にて速やかに当社に開示するなど、不正利用の調査または不正利用の防止のために必要な要請に応じるものとします。**
2. **当社は、前項により開示された情報を、不正利用の調査目的でのみ使用します。また、当社は、不正利用の調査または不正利用の防止のため、カード会社等およびクレジットカード保有者に当該情報を開示することがあります。なお、当社は、当該情報をカード会社等およびクレジットカード保有者以外に開示することはいたしません。**

第16条　（信用情報機関の利用および登録）

1. **出店者は、別表に定める共同利用の目的のために、当社または当社と契約するカード会社が、当社が収集した出店者に関する情報のうち別表に定める共同利用情報に該当する情報（以下「共同利用情報」といいます）を、一般社団法人日本クレジット協会**

加盟店情報交換センター（以下「JDM センター」といいます）に登録する場合があることおよび別表に定める共同利用者が、共同利用情報を利用することに同意するものとします。

2. 出店者は、JDM センターに登録されている別表に定める共同利用情報の開示を請求する場合は、別表に定める JDM センターの問い合わせ先に連絡の上、JDM センター所定の手続きに従うものとします。
3. 出店者は、当社および共同利用者が、本サービス終了後も業務上必要な範囲で、関連法令および当社または共同利用者が定める所定の期間、当社が収集した出店者に関する情報を保有し、利用することに同意するものとします。

＜別表＞

共同利用の目的	割賦販売法第 35 条の 20 および第 35 条の 21 に基づき、JDM センターに加盟する者（以下「加盟会員」といいます）における利用者等の保護に欠ける行為に関する情報やその疑いがある行為に関する情報および当該情報に該当するかどうか判断が困難な情報を登録および利用することにより、加盟会員の加盟店契約時または途上の審査の精度向上を図り、悪質加盟店を排除し、クレジット取引の健全な発展と消費者保護に資すること。
共同利用情報	(1) 包括信用購入あっせん取引または個別信用購入あっせん取引における、出店者にかかる苦情処理のために必要な調査の事実および事由 (2) 包括信用購入あっせんまたは個別信用購入あっせんにかかる業務に関し利用者等の保護に欠ける行為をしたことを理由として包括信用購入あっせんまたは個別信用購入あっせんにかかる契約を解除した事実および事由 (3) 利用者等の保護に欠ける行為に該当したまたは該当すると疑われるもしくは該当するかどうか判断できないものにかかる、加盟会員または顧客に不当な損害を与える行為に関する客観的事実に関する情報 (4) 顧客（契約済みの者に限りません）から加盟会員に申し出のあった内容および当該内容のうち、利用者等の保護に欠ける行為および当該行為と疑われる情報ならびに当該行為が行われたかどうか判断することが困難な情報 (5) 行政機関が公表した事実とその内容（特定商取引に関する法律等について違反し、公表された情報等）について、JDM センターが収集した情報 (6) 上記の他、利用者等の保護に欠ける行為に関する情報 (7) 前六号にかかる包括信用購入あっせん関係販売業者または個別信用購入あっせん関係販売業者等の氏名、住所、電話番号および生年月日（法人の場合は、名称、住所、電話番号ならびに代表者の氏名および生年月日）。ただし、第 4 号の情報のうち、当該行為が行われたかどうか判断することが困難な情報については、氏名、住所、電話番号および生年月日（法人の場合は、代表者の氏名および生年月日）を除く
登録される期間	登録日から 5 年を超えない期間

共同利用者	包括信用購入あっせん業者、個別信用購入あっせん業者または立替払取次業者のうち、一般社団法人日本クレジット協会会員であり、かつ加盟会員である者および JDM センター
JDM センターに登録された情報についての問い合わせ先	一般社団法人日本クレジット協会　加盟店情報交換センター 住所：東京都中央区日本橋小網町 14 番 1 号　住生日本橋小網町ビル 電話番号：03-5643-0011 URL：http://www.j-credit.or.jp/association/members_store.html

2013 年 4 月 1 日改定/2013 年 7 月 1 日施行
2013 年 10 月 7 日改定施行
2013 年 11 月 15 日改定施行
2014 年 1 月 15 日改定施行
2014 年 4 月 30 日改定施行